第章

芦屋市震災復興計画、基本計画の項目ごとに できたこと・できなかったことの整理

平成7年に策定した「芦屋市震災復興計画」の目標年次である平成17年を迎えるにあ たり、<mark>できたこと</mark>・**できなかったこと**を整理するとともに、ここまで 10 年間の復興過程 で得た教訓や、あらたに発生した問題、さらにはこれからの課題を抽出し、これからの市 政運営に活かしていくため、基本計画に掲載されている具体的施策の項目ごとに整理した。 本編では、特にできなかったことを中心に今後を展望してみた。

防災体制の拡充

(1)防災計画の整備

今回の震災経験を生かし、大規模災害を想定した防災計画を立てる。

(具体的施策)

防災計画の拡充 地震・火災・

山地保全・崖崩 れ・水害等の災 害についての対 策を防災計画の 中で拡充する。

平成8年度~ 毎年度各所管に関係箇所の修正を依頼

平成8年度 地震対策編を中心に全面改訂

平成 11 年度 海上災害対策を追加

放射性物質事故災害対策を追加 平成 14 年度

平成 15 年度 大規模事故災害対策を追加 平成 16 年度

東南海・南海地震対策を追加

防災計画の職員への徹底周知と初動体制の確立を はじめとした参集事態別の実働訓練の実施

代表的な凡例

復興計画

対策 できたこと (実施年度)

対策

課題 できなかったこ

愚話会での意見

課題

【平成 16 年度他市町への災害派遣】

記録更新的な自然災害の発生した平成16年度において、震災の教訓を生かすべく 延べ87日間、78人の職員災害派遣を実施した。

~ 主たる災害と派遣先等~

・新潟県集中豪雨 新潟県三条市 汚泥・廃棄物改修

・福井県集中豪雨 福井県福井市 人命救出活動(緊急消防援助隊)

・台風23号 兵庫県豊岡市 人命救出活動(広域消防相互応援協定)

一宮町 災害査定設計業務

新潟県長岡市 小千谷市 見附市 ・新潟県中越地震

> 罹災判定業務・応急危険度判定 災害査定設計業務・物資等

・宝塚市応急給水 宝塚市 応急給水など

防災生活圏の形成

日常的なコミュニティの単位である小学校区を防災生活圏として設定し、その圏内の小学校等を地域防災拠点として、また地区集会所・公園等を地区防災拠点として整備する。防災生活圏は圏内市民の防災意識を高めたり、自主防災組織を育成・充実する単位として形成していく。さらに、市役所を防災中枢拠点と位置付けるとともに、市内に広域避難所を設定する。

地域防災拠点整備事業

地域の市民が災害時に使用できるよう、小学校区及び総合公園に 100 t の耐震性飲料・消化兼用貯水槽、併せて設置した 50 ㎡の防災倉庫に防災資機材を配備した (8 か所)。

・平成 8年度 宮川小学校
・平成 9年度 朝日ヶ丘小学校
・平成 10年度 浜風小学校
・平成 11年度 山手小学校
・平成 13年度 山手中学校

・平成 14 年度 岩園小学校・総合公園

地区防災拠点整備事業

地域の市民が災害時に使用できるよう、公園・地区集会所等を利用して 60 t 耐震性 貯水槽 9 箇所を設置し、併せて 10 ㎡の防災倉庫を設置し、防災資機材を配備した (21 か所)。

平成7年度 山手緑地、朝日ヶ丘北公園 平成8年度 大原、潮見、朝日ヶ丘

平成9年度 青少年センター、春日公園、新浜保育所、下水処理場、陽光公園 平成10年度 宮塚公園、奥池分遣所、市民センター、若宮集会所、南宮公園

平成 11 年度 東浜公園

平成 12 年度 芦屋公園、清水公園

平成 13 年度 吳川公園、津知公園、六麓荘町

平成 14 年度 岩ヶ平公園、大桝公園

平成 15 年度 前田公園

防災啓発イベント

平成8年度~ 各コミスク活動の中で防災啓発の実施

平成 10 年度 防災ウォークラリー、山手幹線を利用した防災訓練を実施した。

防災中枢拠点整備事業

平成7~8年度 市庁舎北館の耐震補強

平成8年度 震災後、市の組織改正により、防災を専門所管する防災対策課を設置 し、関係機関との連携強化を図った。

自主防災活動育成事業

平成8年度

自主防災組織の各種防災訓練の支援 平成 14 年度

自主防災組織連絡協議会の設立

広域避難所の設定

・ 芦屋霊園一帯・ 芦屋市総合公園



自主防災組織の育成・組織率の向上の仕組みづくり

平成 15 年度の兵庫県平均組織率が 93.5% に対し、芦屋市 74.1% であることに加え、実効ある組織活動が可能となるよう日常的な実地訓練の実施が急務である。

防災倉庫資機材の活用

市民は、地域の祭りなど、平時に積極的に資機材を活用し、いざという時に戸惑うことのないよう使用方法を熟知しておくこと。

懇話会からの一言

防災倉庫を設置し、防災資機材や備蓄食料を整備した ものの、災害時において有効に活用されるまでには段階 が必要。地域の祭り等の機会を捉えてより多くの市民に 浸透するよう啓発を重ねることが重要。(日常生活への埋 め込み)

(具体的施策)

多様な広報手段による市民への周知

防災計画については、防災マニュアルを作成するなど市民への多様な広報手段により 周知を図る。

対策

課題

広報あしや「防災特集」臨時号の発行

平成8年度~ 毎年6月に発行、全戸配布

「防災のしおり」全戸配布

危険箇所居住世帯非常順次通報装置登録

平成9年度~ おつたえ君の普及

- ・ ホームページの拡充による防災情報の即時性の向上を図る
- ・ 携帯メールによる緊急連絡網の整備

(2)救援・救護体制の整備

災害が発生した直後の救援・救護体制を整備する。

(具体的施策)

災害直後の防災体制の整備

防災中枢拠点となる市役 所への交通・輸送動線が 絶たれた場合を想定し、 小学校等の地域防災拠点 において防災に関する諸 活動が可能となる体制を 整備する。

芦屋市地域防災計画の見直し

- ・防災中枢拠点(市役所・消防庁舎)の整備
- ・被災者の生命・身体及び財産の救護

対策

防災用非常備蓄品の整備

平成8年度~ 毎年一定の備蓄品を整備 平成15年度 食糧62,000食、飲料水 20,400本を備蓄

自主防災活動育成事業

災害応急活動体制の整備

平成8年度~ 職員の動員等応急対策実施体制 の確立

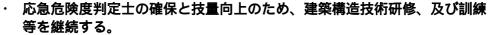
地域防災拠点整備事業

地区防災拠点整備事業

芦屋市被災建築物応急危険度判定要綱

平成 12 年度 広域な応急危険度判定士応援 体制を確立することによる迅 速な対応





・ 市職員が到着しない状況下における避難所運営など、自主防災組織の確立

懇話会からの一言

国主防災組織の確立の重要性と同等以上に、当該組織が非常時において機能するための日常的な仕組みづくりが急務である。地域ごとのコミュニティの活性化についての工夫を協働と参画のもとで創意することが重要である。

消防体制の強化

- ・他自治体との相 互支援ネットワ ークの充実。
- ・高度救急救命体 制の整備促進の ため救急救命士 の養成を図る。
- ・消火栓や防火水 槽を適正に配置 し、耐震性飲 料・消火兼用貯 水槽の設置を図 る。

対策

- ・学校のプール、 河川水、井戸水 の活用などの多 様な消防水利の 確保を図る。
- ・市民や事業者の 協力を得て防災 活動体制の整備 を図る。

他自治体との相互応援体制の充実

昭和 45 年 3 月 9 日 芦屋市・神戸市消防相互応援

協定

昭和 56年8月24日 ガス漏れ及び暴発事故の防止

対策に関する申合わせ

昭和 56年 12月 21日 ガス漏れ事故等による災害防

止対策に関する申合わせ

平成7年9月5日 緊急消防救助隊へ3隊登録

(消火部隊・救助部隊・救急

部隊 各1隊)

平成7年11月1日 兵庫県広域消防相互応援協定

の一部改正(昭和63年8月1

日締結)

平成8年6月1日 神戸市隣接7市2町による災

害時における相互応援協定の

締結

平成9年8月24日 国際特別都市建設連盟11市1

町による地震等災害時の相互 応援に関する協定の締結

平成9年11月1日 阪神7市1町による災害応急

対策活動の相互応援に関する

協定の締結

平成 13年3月1日 平成 16年4月1日 消防相互応援に関する覚書 緊急消防援助隊へ4隊登録 (消火部隊2、救助部隊1、

救急部隊1)



平成 4~平成 14 年度 救急救命士を救急車 1 台に常時 2 人搭乗を目標とし、育成目標を 20 人とした。(平成 14 年度に達成)

消防団用防災資機材整備事業

平成7年度 初動活動用資機材の充実配備(各分団にエンジンカッター・エンジン式チェーンソウ)

平成8年度 車両用無線機及び携帯無線機を配備

生活協同組合コープ神戸との協定

平成8年度 災害時に物資を調達する必要がある場合の対応

対策 つづき

芦屋建設事業協同組合との応援協定の締結

平成8年度 災害時における応急対策業務に関する協定書

女性消防団員育成事業

平成8年度 消防団条例定数124人を134人に改正(女性消防団員10人を任用)

梯子付消防ポンプ自動車のオーバーホール

平成8年度 本署配備昭和63年度導入15m.級梯子車関係のオーバーホール

消防職員の増員

平成8~11年度 災害時における緊急初動体制の充実を図る

高規格救急車の購入、付帯設備の拡充

平成 9~11 年度 災害対策特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材の更新導入

河川貯水機能(消火用水)事業

平成 10~11 年度 宮川河川内の 2 箇所に消火用水取水プールの整備

奥池分遣所の開設

緊急消防援助隊運用要綱の検証

阪神・淡路大震災の教訓を受けて発足した緊急消防援助隊の出動及び活動を的確かつ迅速に行なうため「緊急消防援助隊運営要綱」が平成16年4月1日に施行された。今後は運用要綱に沿った活動の検証が急務となる。



対策 つづき

課題つづき

救助工作車の更新購入

平成7年度・本署配備昭和58年度導入型救助工作車の老朽化に伴う更新

・災害対応仕様として、 型救助工作車及び高度救助用資機材を導入

した緊急援助隊対応車両仕様

消防ポンプ自動車等の更新

平成7年度 災害復旧関連事業における消防体制の強化として、出張所配備昭和55

年導入、水槽付消防ポンプ自動車 I-A 型更新導入

平成 16 年度~ Nox・PM 法規制対象車両の更新

車両用無線機・携帯無線機消防団配備

平成8年度 消防団各車両に車両用無線機設置及び本団、各分団に携帯無線機配備

平成 12 年度 追加導入本団 2 基

梯子付消防自動車の更新

平成 11 年度 分署配備昭和 54 年導入 30m.級梯子車の老朽化に伴う更新導入

消防団配備の消防自動車(CD-)の更新

(Nox・PM 法規制対象車両の更新)

平成 16 年度 山手分団車

平成 18 年度 岩園分団車

平成 20 年度 精道分団車

平成 22 年度 打出分団車

災害対応救助車両の導入と緊急輸送経路の 確保を両立させることが急務である。特に阪 急以北において未だ細街路が認められる

懇話会からの一言

防災情報網の構築

- ・多様な情報・通信システムの整備を図り、平常時における市民文化の向上に資 するとともに、災害時には市民に災害関連情報の速やかな伝達を図る。
- ・消防署、地域防災拠点等において、防災情報・通信設備を拡充するとともに、 警察署、医療機関と協議し防災情報・通信網の整備を図る。
- ・災害関連情報の収集・処理・伝達機能の中核となる防災情報センターを設ける。
- ・災害発生時における無線交信の輻輳による混信を避けるため、消防用無線基地 局の増設(増波)を図る。

対策

消防専用無線基地局の増設(増波)

平成8年度 広域災害活動における全国共通波2波増設

気象情報システムの更新整備

平成8年度 気象観測法に基づき機器導入

平成 10 年度 奥池分遣所開所に伴い、奥池分遣所にも設置

危険箇所居住世帯非常順次通報装置登録

平成9年度 土砂災害危険地域居住者の非常順次通報装置への登録(おったえ君)

消防無線基地局の増設

平成 10 年度 奥池分遣所開所に伴い市波・救急波の前進基地局を整備

消防緊急通信指令施設(I型)導入

平成 11 年度 昭和 53 年度導入指令卓の老朽化に伴う更新導入(指令台のみ)

芦屋市防災無線の構築

課題

高機能消防指令センターの構築

- ・高機能消防指令センター総合整備事業を活用し、消防庁舎整備時に併せて更新を検討する。
- ・消防救急無線におけるアナログからデジタルへの移行に際しては 二重投資の発生防止に努める。

水、食糧の備蓄

- ・地域防災拠点において、耐震性飲料・消火兼用貯水槽の整備を図り食糧・生活必需品 等の備蓄を図る。
- ・水、食糧、生活必需品等について、他自治体との応援協力体制の整備促進を図る。

対策

地域防災拠点整備事業

防災用非常備蓄品の整備

地区防災拠点整備事業

他自治体との相互応援体制の充実

生活協同組合コープ神戸との協定

災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の

相互応援に関する協定

平成9年度

日本水道協会関西地方支部区域内の会員の経営する水道事業において 災害対策基本法第2条第1号に規定する災害及び渇水等により生じる災 害に対して、被害を受けた会員が速やかに給水能力を回復できるよ う、応急給水活動、応急復旧活動、応急給水用資機材の提供等を行な う相互応援協定(平成9年7月10日協定締結)

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

平成9年度

地震、異常渇水その他水道災害において兵庫県、各市町、各水道事業 団、日本水道協会兵庫県支部及び兵庫県簡易水道協会が協力し、災害発 生に伴う情報収集、応急給水、応急復旧工事に関連する連絡調整等必要 な活動を行う相互応援協定(平成10年3月16日協定締結)

芦屋市水道災害応援協定

平成 11 年度

地震又は異常渇水ならびにその他水道災害が発生したとき、芦屋市水 道工事業協同組合の応援を得て、応急給水、応急復旧工事を行い、市 民の生命・財産等を救助することを目的として行う応援活動協定 (平成11年12月28日協定締結)

課題

人口に見合った飲料水の確保

- ・まちづくりと消防水利拡充の協調
- ・広域災害への対応、費用対効果を考慮した防災用非常備蓄品の内容・数量の 再検討

応急医療・福祉体制の整備

- ・芦屋病院や市内医療機関との間に地域防災拠点等との情報・通信システムによるネットワークを構築し、災害発生時における速やかな救護、診療が行なえるよう医師会等の協力を得て初動医療救護班の編成などの体制整備を図る。
- ・傷病者等の医療施設への搬送が迅速かつ円滑に行なえるよう、医療施設と消防機関と の間に緊密な連携体制、さらには広域的及び各種輸送手段による搬送体制を確立し、 併せて高度救急車の充実、緊急医療連絡網の整備を図る。
- ・芦屋病院等で応急医療に必要な医薬品・資機材等の備蓄供給等の確保システムの整備 を図る。
- ・高齢者・障害者等のために、平常時から在宅ケアを医療施設と福祉施設が連携して支援する体制を整え、災害発生時において効用を果たすよう努める。
- ・多くの患者が発生する災害時には、重傷者の治療を行うために後方で医療機関の機能 を維持した医療体制の整備が不可欠である。他自治体病院等との広域的相互支援体制 の整備を図るとともに、広域医療情報ネットワークの確立に努める。

対策

災害時における在宅ケア体制の整備

平成7年度 高齢者・障害者等、への平常時における在宅ケアが災害時にも維持できるよう医療施設と福祉施設の連携を強化。

応急医療資機材の整備

平成8年度 市立芦屋病院に各救護所用の災害応急医薬品・資機材を備蓄 平成10年度 消防本部に救護所用災害応急資機材を備蓄

応急医療体制の整備

平成9年度 芦屋市立休日応急診療所を開設、災害時における応急救護所の機能を整備。

救急医療体制の整備

平成9年度

- ・県が取りまとめた阪神圏域地域医療計画に基づき、救急医療体制を整備
- ・一次救急については医師会の協力の下で休日応急診療所、在宅輪番 制及び南芦屋浜病院で対応
- ・二次救急については尼崎市・西宮市・芦屋市の三市が病院郡輪番制で実施
- ・三次救急については兵庫医科大学が担当。なお、市立芦屋病院が救急指定病院となる。

救急医療情報システムの構築

平成9年度 兵庫県が医療機関及び消防機関のネットワークを確立する救急医療情報システムを構築

対策 つづき

災害対応救急車の導入等

平成 12 年度 配置している救急車の全車災害対応化及び高度救急資機材の整備を達成

応急手当の普及・啓発

平成 15 年度 普通救命講習会 37 回 692 人

応急手当講習会 32 回 860 人 計 69 回 1,552 人

課題

医療情報通信ネットワークの構築

- ・ 医療機関情報を市民に周知する方法、あるいは、市民からの問い合わせの仕 組みを構築することが急務である。
- 医療情報ネットワークに関しては、電子カルテの導入及び個人情報保護上の問題をクリアすることが必要となる。

災害時における在宅ケア体制の整備

・ 平成 12 年度からの介護保険制度により要援護高齢者の把握が困難になっている。中学校区ごとに設けた在宅介護支援センターを拠点とする支援情報の整備・共有化が不可欠となる。

救助・救援体制の整備

- ・市職員が他の自治体等の職員と連携するにとどまらず、ボランティアや住民等とも連携し、活動主体相互の役割分担を調整した上で協働して災害対策にあたるシステムの 構築を図る。
- ・国・県、近隣市町との間で災害発生時の広域的な支援体制を整備する。
- ・生涯学習、福祉、スポーツ等、あらゆるボランティアの交流拠点となるボランティア・ビューロ等の体制を整備し、災害発生時におけるボランティアの受け入れ窓口としての機能を拡充する。
- ・ボランティア活動に従事する人の安全及び保証体制を整備する。
- ・消防本部において、多様な災害に対する救助・救急用資機材の整備を図る。

(具体的施策)

対策

救助用資機材の整備

救急用資機材の整備

災害対応救急車の導入

兵庫県水道災害相互応援に関する協定

|災害発生時における日本水道協会関西地方支部内の相互応援に関する協定

他自治体との相互応援体制の充実の

芦屋市水道災害応援協定

(3) 市民の防災意識の向上

〇平常時から市民の防災意識を高めるとともに、自主防災組織を育成・充実する。 (具体的施策)

防災知識の普及・啓発

・ 学校教育や社会教育の場のみならず、移動防災教室、講演会、火災予防運動等のあらゆる機会を通して、市民ひとリー人が災害に的確に対応できるよう防災知識の普及・啓発に努める。

対策

自主防災活動育成事業

防災啓発イベント

「防災のしおり」全戸配布

広報あしや「防災特集」臨時号発行

教室参加者、来館者への啓発活動

防火対象物及び危険物施設への立ち入り検査

表示適合マークの交付 暫定適合マークの交付

旅館・ホテル、大規模小売店舗等不特定多数のものを収容する防火対象物に対して 表示立ち入り検査を実施し、防火基準に適合している場合には、表示適合マークを交付

防火対象物定期点検報告と特例認定

- ・ 一定条件に該当する防火対象物の管理について、年1回、点検資格者に点検させ、 結果を報告させる。
- ・ 一定の要件を遵守している場合は、3年間の特例を認定し、点検を免除する。

震災メモリアル展と啓発事業

平成6~9年度 震災パネル展

震災直後から、その後の状況や避難所の様子などをパネル展示

平成 11 年度 震災 5 周年パネル展

地域活動ステーション事業

平成 11~15 年度

生活復興県民ネットの補助制度を活用し、団体・グループの情報交換、交流の推進を支援

課題

- ・ 防災意識の普及・啓発、・自主防災組織の育成
- ・ 平成 17 年度以降、地域活動ステーション事業(県)廃止後の対応について検討する。
- ・ 地域に応じた訓練とレベルアップ
- ・ 立ち入り検査要員の確保
- · 制度の周知徹底と点検対象外の防火対象物関係者に対する防火防災意識 の啓発手段
- ・ 南海・東南海地震への備えとしての啓発活動のより有効な実施
- ・ 阪神・淡路大震災の記憶を風化させないためのメモリアル事業の拡充

対策

(具体的施策)

自主防災組織の育成

・自主防災組織の指導者養成のため、研修会を実施するとともに、 防災生活圏における各種防災訓練 の実施など、自主防災組織の育成 に努める。

自主防災活動育成事業

平成8年度~ 自主防災組織の各種

防災訓練の支援。

平成 14 年度 自主防災組織連絡協

議会の結成及び、地 域防災リーダー 春成講座

(県)

課題

自主防災組織、組織率の向上と実効性のある訓練の実施

平成 15 年度

74.1% (県:93.5%)

消防本部・消防団が実施する地域・

地区合同防災訓練など

実施率向上も大切だが、むしろ参加しやすい工夫と壮年層を取り込むことが重要である。

対策

懇話会からの一言

(具体的施策)

コミュニティ活動支援

・市民の自主防災組織が災害発生 時において機能するためには日常 的にその体制の基盤となるコミュ ニティが必要となる。そのための 生涯学習やスポーツ交流などの活 動を支援する。

生涯学習の推進

平成4年~ 子育てセンター事

業

平成 11 年度~ 芦屋南校オープンカレッ

ジ の開校

平成12年度~ 出前講座の開催

コミュニティスクール活動への支援

- ・ 各コミスクへの助成事業
- ・ 行政との連携強化

課題

特定の人が集い、活動 してもコミュニティは活 性化しない。広範な参加 の仕掛け必要。

懇話会からの一言

- ・ コミュニティ活動をより活発にするための行政の支援のあり方が重要
- ・ 防犯活動や公園管理を通した新たなコ ミュニティの創出

2. 市街地の復興

(1)防災緑地軸の整備

○ 大震災時に同時多発する火災に対して、防災生活圏を単位として延焼を防止するとともに、市民が安全に防災拠点に到達できる避難路として、さらには二次災害の発生防止や都市生活機能の混乱、それに伴う救援・救護活動への阻害要因を排除するために、水と緑豊かな河川、幹線道路等の延焼遮断帯の形成を図る。

なお、沿道建築物については不燃化を推進する。

(具体的施策)

河川緑地軸の整備

- ・ 芦屋川左岸線、右岸線及び宮川線の街路樹、潅木緑化を拡充する。
- ・ 河川に貯水機能と親水空間を創出し、防火用水、生活雑用水としての活用を図る。
- ・ 宮川線を緑地軸として整備するとともに、その緑地軸をさらに南芦屋浜地区の海際緑地軸までの延伸を図る。

10 万本植樹計画

平成 5~14 年度

宮川線に植樹

対策

街路樹の緑化推進事業芦屋川左岸線・右岸線・宮川線の街路樹、潅木緑化の拡充

平成8年度

- ・芦屋川左岸線・右岸線街路樹の補植
- ・宮川線(西蔵町)の補植
- ・宮川線 (大原・上宮川町) 潅木の補植
- ・芦屋浜地区宮川周辺の高木植栽

河川貯水機能(消火用水)事業

平成 10~11 年度

宮川河川内の2か所に消火用水取水プールを整備

都市計画マスタープランの策定

平成 14~16年度

・市の将来像を示す都市計画の基本構想で、市域全体の構想と地域別の構想を示し、都市計画の基本方針とする。

表六甲河川環境管理計画

宮川の整備

課題

- ・ 芦屋川の高水敷への車椅子の進入を可能とする。
- ・ 宮川の環境整備(親水性の向上)
- ・ 宮川を南北ネットワーク軸として整備

街路緑地軸の整備

- 南北方向の稲荷山線~山麓線(岩園保育所前~岩園隧道西詰)、芦屋中央線、松浜 線~川東線、東西方向の防潮堤線、山手幹線、朝日ヶ丘線の街路樹及び潅木緑化を 拡充する
- 国道2号、国道43号の緑化を推進する。

対策

都市計画マスタープランの策定 平成 14~16 年度

10 万本植樹計画 平成 5~14 年度

芦屋中央線街路事業

昭和 57~平成7年度 本市の中央部を縦断する南北の幹線道路として、交通の円滑化 と歩行者の安全確保を図り都市機能を向上させるため、国道 43

号~防潮堤線までを拡幅整備した。

区間:国道43号~防潮堤 延長 569m

幅員:20m

植樹帯を設置し高木・低木を植栽、歩道部に旧大溝川を復元し

せせらぎを設置。

平成 5~16年度

山手幹線街路事業

阪神間を結ぶ東西の地域幹線道路とし 平成 5~21 年度

> て、地域の円滑な交通処理と都市機能を 向上させるとともに、広域避難路、緊急 輸送路、延焼遮断帯などの都市防災機能 の強化を図るため、3工区に区分して街

路事業により実施した。

幅員: 22~34m 植樹帯を設置

大原工区(駅前再開発~宮川線) 延長 269m

平成 7~21 年度 西工区(駅前再開発~神戸市境)

> 延長 1098m

平成 10~18 年度 東工区(宮川線~西宮市境)

延長 778m

川西線街路事業

芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業

平成 7~14 年度

本市の芦屋川以西地域における南北幹線 道路として、交通の円滑化と歩行者の安 全確保を図り都市機能を向上させるた め、被災した白橋の災害復旧工事との合 併施行で拡幅した。

区間:国道2号~山手幹線

延長 341m

幅員:20m

対策 つづき

稲荷山線~山麓線・芦屋中央線・松浜線~川東線・防潮堤線・朝日ヶ丘線

平成8年度の朝日ヶ丘線や山麓線(山手町・朝日ヶ丘町)の街路樹の補植を皮切りに 平成12年度までの間に都市計画街路、市道ともに街路樹の拡充に努めた。

課題

- ・ 防災に配慮し、また四季を感じる街路樹を整備
- ・ 事業の必要性について沿線住民の理解を得る。
- ・ 芦屋川トンネル工事に際しては、既存樹木の移植などによる保全を図る。
- ・ 環境対策についての理解と協力を得る。
- · 道路植栽及びポケットパークの維持管理に地元の理解と協力を求める。

(具体的施策)

山麓緑地軸の整備

地滑り・土石流を抑制するため山麓部の緑地を保全・育成する。

対策

都市計画マスタープランの策定

六甲山グリーンベルト整備事業への協力

平成7年度



- ・六甲山グリーンベルト整備事業の効果的な PR 方法と市民の意向を 把握し反映する仕組みについて検討・確立
- · 市民参加による森林整備を進めるための条件整備
- ・ 市街化区域における山麓の緑地は、保護樹林や生産緑地として指 定されており、地主がなくなられたとき、相続税等の問題で指定 解除を望まれる。

海際緑地軸の整備

・南芦屋地区の東西方 向に海や緑に親しめる 海際緑地軸を整備する とともに、隣接市と連 携し大阪ベイエリアの 臨海緑地軸の形成を図 る。

都市計画マスタープランの策定

10 万本植樹計画

平成 5~14 年度

対策

陽光緑地、南緑地の整備

芦屋市総合公園整備事業

平成 11~15年度

- ・南芦屋浜地区にスポーツ施設、文化・教養をは ぐくむ施設のある総合公 園の設置
- ・花と緑のネットワーク づくり及び防災拠点なら びにスポーツの核となる 公園としての整備

南芦屋浜地区での海際緑地軸の整備

- ・港湾緑地 4.1 🕍
- ·陽光緑地 4.2 ء 4.2

課題

· 南芦屋浜は今後も緑地帯が出来るが、管 理費用が多額となる。

緑地の整備に限らず、市街地の復興を目指す場合には、その計画段階からの市民参加を促し、その必要性や緊急性などをともに理解しながら協働で進めていくことが重要である。



(2) 防災生活圏・防災拠点の整備

○ あらゆる種類、規模の災害を想定した防災計画に基づく防災生活圏を形成するために、地域防災拠点や地区防災拠点を整備するとともに、防災中枢拠点、 広域避難地などの広域的エリアを対象とする防災拠点の整備を図る。

(具体的施策)

防災中枢拠点の整備

- ・ 防災中枢拠点である市 役所に加えて、中枢拠 点機能を拡充するた め、消防本部の再整備 を検討する。
- ・ 市役所及び消防本部へ のライフラインは、大 規模災害に対して対応 力のあるシステムを構 築する。

消防本部庁舎整備事業の検討

- ・ 候補地での消防力の再検討を実施
- ・ 防災センター機能を含む消防庁舎の整備
- 財政状況から実施を凍結中

対 策

芦屋市防災無線の構築

平成 14 年度 国・県の補助により市内前避難所 34 箇所及び車戴等、計 45 台の無線機 を設置し、防災中枢拠点と地域・地 区防災拠点を結ぶネットワークを構

災害対応総合情報ネットワークの整備

平成8年度 県本庁、地方機関、県内市町及び各消防本部等を結び、迅速・ り確な応急対応を可能とする。

懇話会からの一言

機能強化された防 災中枢拠点に迅速に 到達できるような経 路の確保が前提にな る。 課題:

- ・消防本部庁舎の再整備、庁舎整備用地の確保
- ・ 防災無線の設備更新時にデジタル化を目指す。
- ・ 市役所・消防本部への大規模災害に対応力の あるライフラインの確保

(具体的施策)

地域防災拠点の整備

- ・ 小学校区を基本とした各防災生活圏において、圏内の中心となる地域防災拠点を小学校等に整備する。
- ・ 地域防災拠点は、災害発生時の避難所となるとともに、災害直 後の一定期間の備蓄倉庫、消防水利、情報通信システム、地下 水を利用した給水施設を整備する。
- ・ 地域防災拠点周辺の不燃化を促進し、安全性の向上を図る。

対策

地域防災拠点整備事業 (地域地区住民が震災時に使用するための整備)

平成8年度

小学校区及び市総合公園に 100 t 飲料水兼用貯水槽を設置し、あわせて、50 ㎡防災倉庫の設置及び防災資機材を配備し防災機能の整備を図ることにより、災害発生時における避難所機能の増進を図る。

芦屋市防災無線の構築

防災用非常備蓄品の整備

井戸水の確保

平成 9~11 年度

小槌幼稚園、精道中学校及び山手小学校に雑用水として利用するための井戸を掘削。

各学校園施設防災整備事業

平成8年度・西山幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備・炊事設備設置

打出浜小学校に非常用照明設備設置

・精道中学校に非常用照明設備・炊事設備設置

平成9年度 ・伊勢幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備・炊事設備設置

・朝日ヶ丘小学校に非常用照明設備設置

・山手中学校に非常用照明設備・炊事設備設置

平成 10 年度 ・小槌幼稚園に井水貯水槽・便所排水利用設備・炊事設備設置

・浜風小学校に非常用照明設備設置

・潮見中学校に非常用照明設備・炊事設備設置

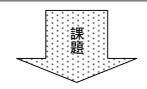
平成 11 年度 ・ 浜風幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備・炊事設備設置

・宮川小学校に非常用聡明設備設置

・精道中学校に井水貯水槽・運動場散水利用設備設置

平成 12 年度 ・山手小学校に非常用照明設備設置

平成 13 年度 ・岩園小学校に防災倉庫・非常用照明設備設置



防災拠点の整備

・ 残る拠点整備の早期完了

水槽の点検・整備

・ 平成 19 年度には精道小学校に 100 t 耐震性飲料・消火兼用貯水槽を設置

平時からの防災用資機材の活用

- ・ 地域の祭りなど、平時より防災用資機材を積極的に活用し、使用方法を熟知する
- ・ 地域の実情に応じた防災訓練の実施

地区防災拠点の整備

地区防災拠点整備事業 平成8年度~

防災用非常備蓄品の整備 平成 14 年度

芦屋市防災無線の構築 平成 14 年度

課題

題

- ・ 自主防災組織の育成
- ・ 地区住民の防災意識の啓発
- · 高齢者対策

対

策

対

策

- ・平時における防災倉庫資機材の活用
- ・ 防災用非常用備蓄品の内容・数量の再検討

地区防災拠点整備と同時に避難経路の整備、及び確保が重要。訓練では通れた 道路がことごとく倒壊家屋でふさがれた のが阪神・淡路大震災である。

懇話会からの一言

(具体的施策)

広域避難地の整備

- 広域避難地において、消防水利、情報通信システム、 給水施設を整備する。

地域防災拠点整備事業平成8年度~

<mark>防災倉庫収納資機材の整備</mark>平成 14 年度

<mark>芦屋市総合公園整備事業</mark>平成 11~15 年度

霊園災害復旧事業平成6~7年度

- ・ 住民移動経路計画の策定・訓練
- ・ 霊園、及びその周辺の避難地としての 設備拡充

懇話会からの一言

自主避難行動体系(マニュアル・訓練)の確立と安全な避難経路の確保が 重要である。

(3)ライフラインの整備

○ あらゆる災害に対して、被害を最小限にくい止めるためのライフラインの整備を図る。

(具体的施策)

水道の整備

- ・ 主たる地域防災拠点等に耐震性飲料・消火兼用貯水槽の設置を図る。
- ・ 六麓荘において配水池を新設するとともに、送・配水管の移設及び改良を図り、給水能力の改善を図る。
- 幹線については、災害発生時における機能低下を代替するシステムを構築する。

対策

水道施設復旧事業(阪神・淡路大震災分)平成8~9年度

地域防災拠点整備事業 平成8年度~

水道施設整備事業(第7期拡張工事) 平成 9~22 年度

地区防災拠点整備事業 平成8年度~

水道事業施設整備事業(南芦屋浜地区) 平成 9~23 年度

河川貯水機能(消火用水)事業 平成 10~11 年度

六麓荘配水管整備事業 平成 10~19 年度

配水管整備事業(10ヵ年計画)

- 課
- ・ 東南海・南海地震を想定した水道施設の耐震評価と補強の検討
- ・ 安定した水の供給を行うため、水道施設整備を総合的に見直すにあたっては、施設の代替機能の整備をも含め新規用地の確保が必要となる。事業費並びに機能面を精査したうえで、公園用地等の公共施設の土地利用について多目的な有効利用を図る(公共施設の共有化)

(具体的施策)

下水道の整備

- ・ 下水道施設の復興にあたっては、耐震性の向上を図るとともに、南芦屋浜地区での新都市づくりに対応した下水道整備を推進する。
- ・ 下水処理水の再生利用に努め、人と環境にやさしい都市基盤を形成する。

対策

公共下水道整備事業(六麓荘地区除く) 昭和 59~平成 13 年度

<mark>六麓荘地区都市基盤整備事業(下水道・道路整備)</mark> 平成 6 ~ 19 年度

大東ポンプ場(復旧・改良) 平成7年度

芦屋下水処理場放流渠(復旧・改良) 平成7・8年度

下水処理場・ポンプ場施設設備改修事業 平成 7~16 年度

第8次下水道整備7ヵ年計画(雨水整備) 平成 8~15 年度

南芦屋浜下水道整備事業(新設) 平成 9~12 年度

懇話会からの一言

汚泥処理に限ら ず広域行政におい て効率的に処理す る方法はこれから につながる重要な 仕組み。 公平な 費用負担と住民理 解を得るように努 める。

- 下水道管路の耐震性強化
- 公共用水域の水質汚濁防止
- 都市化に伴う雨水流出量の抑制
- ・ 南芦屋浜下水処理場整備事業の継続実施

(具体的施策)

兵庫東下水汚泥広域処理事業の推進

下水処理場から発生する汚泥を広域的、効率的か つ安定的に処理する事業 (エースプラン)の推進

対策

課題



対策

(具体的施策)

交通ネットワークの整備

- ・東西方向については、 京域的避難、救援物資 等の輸送能力の増強を 図るために、広域幹線 道路である国道2号、 国道43号を補完する道 路として本市と隣接の 整備を図る。
- 既存の中央緑道、江尻 川緑道に加え本市内に 歩行者路、歩車共存道 路等の整備を進め、歩 行者路のネットワーク 化を図る。
- ・ 空経由での避難や救援 物資供給のために、奥 池地区、山麓地区及び 南芦屋浜地区におい て、臨時ヘリポートの 空間を確保する。

また、南芦屋浜地区 で海からのアクセスの 整備を図る。

都市計画マスタープランの策定

山手幹線街路事業

県道東灘芦屋線

芦屋中央線街路事業

芦屋中央線JR神戸線立体交差

川西線街路事業

芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

松浜線街路事業

稲荷山線街路事業

芦屋市サイン計画

道路交通の安全と円滑を図るとともに、案内・誘導の機能を果たすサインの設置(車両系 36 基)

平成9年度 車両系サインを11基設置

海浜部交通アクセスの整備

平成8年度

南芦屋浜地区の東側護岸 (フリーゾーンの東側部)を 災害時の指令船、救援船の着 岸護岸並びに救援物資の荷降 ろし場として整備

ヘリポートの臨時離発着場 として総合公園を位置付け確 保

護岸は8年度に耐震強化護 岸とした

総合公園は平成 16年4月に オープン

・ 東西交通に比して、南北交通ネットワークが脆弱、円滑な交通処理及び歩行 者の安全確保が急務。

- ・ 松浜線・稲荷山線の整備に関しては財政状況の悪化に伴い事業が凍結されて いるが、早期着手を目指して全市的に取り組む必要がある。
- ・ 芦屋市サイン計画の残事業個所の早期整備。

(4)建築物の耐震・不燃化の推進

人命の尊重を第一に考えた建築物の耐震・不燃化を推進する。

対策

(具体的施策)

公共建築物の耐震性の強化

・ 人々が多く集まる学校 教育施設、社会教育施 設、官公庁施設等、公 共建築物の耐震性を強 化する。

宮川小学校校舎建替整備事業

平成 6~8 年度 老朽化した校舎・体育館等 の建替整備

本庁舎等、公共建築物の耐震性強化

平成7~8年度 市役所本庁舎北館に耐震改 修工事を実施

懇話会からの一言

山手小学校校舎建替整備事業

平成 11~12 年度 老朽化した校舎の 建替整備

岩園小学校校舎建替整備事業

平成 12~13 年度 老朽化した校舎の 建替整備

山手中学校耐震整備事業

平成 13~15 年度 耐震力不足の校舎 を耐震補強整備

課題

耐震補強整備の推進

山手中学校以降、凍結となってい る耐震補強工事の再開を目指す。

学校園・本庁舎以外の公共建築物

(具体的施策)

建築物の不燃化の推進

· 建築物の復旧・再建にあたっては、優良建築物等整備事業等の公的助成を活用し、 建築物の集合化、不燃化を推進する。

市街地の不燃化を推進するため、防火地域・準防火地域の指定を検討する。

対策

優良建築物等整備事業 平成 7~9年度

<mark>わが家の耐震診断推進事業</mark> 平成 12~14 年度

芦屋市建築物安全安心実施計画 平成 12~16 年度

わが家の耐震改修促進事業 平成 15~17 年度

・ 防火地域・ 準防火地域 の指定を検 討する。

(5)崖崩れ、水害対策

○ 地震・火災対策に加え、崖崩れ、水害等の災害対策を講じる。

(具体的施策)

崖崩れ対策

- ・ 山間部の緑地保全と保 水機能の向上を図るよ う関係機関に働きかけ る。
- ・ 局地的な崖崩れのため の観測機器、情報・通 信システムの整備を関 係機関に働きかけると ともに、平常時から多 様な広報手段により市 民への避難路・避難所 の周知に努める。

水害対策

- ・ 崩壊斜面の復旧に際しては、植林化等により 保水機能の向上に努める。
- ・ 芦屋川、宮川の水害対策のための観測機器、情報・通信システムの整備を関係機関等に働きかけるとともに、平常時から多様な広報手段により市民への避難路・避難所の周知に努める

六甲山グリーンベルト整備事業への協力

対策

危険個所居住世帯非常時順次通報装置登録

懇話会からの一言

登録者数の増加を目指し た取り組みの強化が必要!

広報あしや「防災特集」臨時号発行

懇話会からの一言

広報内容が周知され、防災意 識の向上へとつながるよう、説 明会の実施や訓練が必要!

危険個所のパトロール

懇話会からの一言

地域ぐるみの危険個所 パトロールの実現に向け た仕組みづくりが必要!

懇話会からの一言

ワークショップの開催 等、参加型の協働手法の中 から住民参加の森林整備を 促進!



(6) 市街地環境の復興

○ 災害に対する対応力の強化を図るとともに、ゆとりと潤いのある都市環境づくりに努める。

(具体的施策)

都市景観の形成推進

- ・ 芦屋らしさを再生、復興するため、ゆとりと潤いのあるまちづくりを目指した都市景観の向上策を検討し、都市景観について条例の制定、及び条例運用のためのマニュアル・ガイドラインを作成する。
- ・ 市民への都市景観向上について理解を得るための普及・啓発を図る。

対策

芦屋市都市景観条例を制定(平成8年10月)

芦屋市都市景観形成基本計画の策定(平成8年11月)

大規模建築物等の届出制度

・ 大規模建築物等の届出は 423 件、内 115 件については 景観アドバイザー会議 (75 回開催) で助言を受け、ま ちなみ景観の向上に努めた。

南芦屋浜景観地区内の届出制度(平成13年度~)

南芦屋浜景観地区内の届出件数 83件

景観施策の普及・啓発事業(平成8年度)

- ・ パンフレット作成
- ・ 緑ゆたかな美しい芦屋の景観を目指して (大規模建築 物等届出制度のあらましと景観ガイドライン)
- ・ 緑ゆたかな美しい芦屋の景観を目指して(芦屋市都市 景観条例のあらまし)
- ・ ふたたび緑ゆたかな芦屋の景観を目指して(戸建住宅 のちょっとした景観への配慮集)

芦屋市まちなみ緑化事業(平成11~16年度)

15年度末現在までに、187件の申請

懇話会からの一言

市民・事業者・行政が一体となった 都市景観の形成推進のためには、一層 の相互理解と意識向上に向けた取り組 みが必要!



都市緑化の推進

・ 水と緑ゆたかな市街地環 境を創出するために、

「芦屋市都市緑化推進基本計画」に基づき、公共施設及び民有地の緑化を推進し「花と緑いっぱいのまちづくり計画」を継続実施する。

対策

芦屋庭園都市宣言(平成16年1月1日)

・ 庭園都市・市民ワークショップでまとめられたアクションプログラムを進め、平成 18 年度「のじぎく兵庫国体」を花と緑でいっぱいにすることを当面の目標にする。

10万本植樹計画(平成5~14年度)

- 植樹本数 116,668 本
- · 緑被面積 29 🕍

「生垣化助成事業」増額実施

花と緑いっぱいの名所づくり制度 芦屋市民記念植樹事業の実施

\平成7年度

課題

生垣等設置助成制度の助成対象工事の算定基礎、助成率及び交付限

度額改定を実施

平成 11 年度 まちなみ緑化助成制度の創設

平成10年度 花と緑いっぱいの名所(10選)を

決定

平成15年度 花と緑いっぱいの名所を追加(芦

屋市中央公園・ウメ)

平成 10~16年度

芦屋市民記念植樹事業を陽光緑地

及び総合公園で実施

マンション等、 住宅地の細分化 により既存緑地 の減少に関して

は、芦屋市景観 アドバイザー会 議等による助言

や指導により景 観向上に努め

る。

懇話会からの一言

芦屋市庭園都市宣言は、市の一つの方向性として重要である。あとは、どう具体的に実現に向けた取り組みを進めるか。職員の創意工夫が求められる。



(7)地域別まちづくりの推進

○ 地域ごとの家屋の被災状況、及び防災上や生活環境上の基盤整備状況に応じた市街地の整備を図る。また、用途地域の見直しや、都市計画マスタープランについては、防災まちづくりの視点から検討する。

(具体的施策)

山麓部緑地ゾーンの復興

- ・ 当ゾーンは、市街化調整区域であり、かつ、砂防指定地、宅地造成規制区域等に指定されているが、昭和42年7月豪雨時においても崖崩れ等が発生しており、治山、砂防について関係機関に整備促進を要請する。
- ・ 災害を防ぐために、市街地に 近接する山麓部において、地 滑り防止、崖崩れ防止等の事 業促進を図り、市街地の安全 確保を図る。

対策

六甲山グリーンベルト事業への協力

広報あしや「防災特集」臨時号発行

課題

六甲山グリーンベルト事業の PR や森林整備等を進めるための市民合意と参加を促す仕掛けづくりが急務

懇話会からの一言

急傾斜地、危険宅地等に関する防 災啓発活動については日頃のコミュニティが事前の見回り活動などで生 かされることと、災害発生時における情報伝達力が決め手となる。

(具体的施策)

山麓部市街地ゾーンの復興

- ・ 当ゾーンも概ね傾斜地であり、昭和 42 年7月豪雨時においても崖崩れ等が発生している。また、芦屋川、宮川への雨水流出抑制にも配慮する必要がある。このため、芦屋川と宮川の治水対策を関係機関に要望するとともに、崖崩れ、水害等に対する警戒避難体制の確立を図る。
- ・ 当ゾーンの被災状況は、市域の中で相対 的に全半壊家屋が少ない。また、道路基 盤が比較的整っており、原則的には個別 建替を支援する。
- ・ 学校等の防災拠点へ遠い住宅地も存在しており、かつ、延焼遮断帯となる広幅員 道路も少ないため、防災生活圏の形成、 自主防災組織の育成などの社会環境整備 を進めるとともに、避難路の整備を図 る。
- ・ 宅地の復旧にあたっては、専門家による 技術指導を始め、支援策を検討する。 🔊

- ・ 危険宅地防災パトロールの 実施
- · 宅地防災相談
- 被災宅地危険度判定制度に 係る事務

芦屋市被災宅地 二次災害防止対策事業

広報あしや「防災特集」臨時号発行

自主防災活動育成事業 (平成8年度~)

対策 つづき



芦屋市既成宅地防災工事資金融資斡旋制度

・ 崖崩れや土砂の流出、地盤沈下などにより災 害発生の恐れのある、または被災した既成宅 地や急傾斜地所有者が、災害に強いまちづく りをするために擁壁や排水施設の設置、改造 等の工事を行うにあたり、住宅金融公庫から 災害復興宅地資金及び宅地防災工事資金の融 資を受けた場合で、その工事資金の不足分に ついて、金融機関への融資の斡旋を行う制度 で、財団法人阪神・淡路大震災復興基金によ る利子補給制度も併用できた。

山手第一地区(東芦屋地区)都市環境整備事業

(平成7年度~)

・ 都市計画道路山手線や狭隘道路を整備し、また、まちづくりのルールを定め、人と自然と 都市が調和した安全で住みよいまちを目指し、 地元協議会で取り組まれた。

芦屋市災害復興住宅特別融資制度

(平成7年度~平成16年度)

・ 阪神・淡路大震災により被害を受けられた方 に、一刻も早く自らの住宅を確保し、早期に 再建、復興を図っていただくため、芦屋市が 資金の一部を預託して取り扱い金融機関から 融資を受けられるようにしている制度(個人 向け)

課題

- · 芦屋市被災宅地二次災害防止対策事業助成金等の交付要綱については,阪 神・淡路大震災に限定するのではなく制度の常設が必要。
- ・ 芦屋市既成宅地防災工事資金融資斡旋補助金交付要綱を設けたが、執行に あたっては状況に応じた予算措置等が出来るように整理しておくことが必 要。
- ・ 道路拡幅等による避難経路の確保が課題。

中心市街地ゾーンの復興

- ・ 全半壊家屋が多い地域で、 狭小道路等が多く、また公 園等の生活基盤も未整備な 地区は土地区画整理事業や 市街地再開発事業、住環境 整備事業により公園や歩行 者路のネットワーク化、道 路緑化、水空間の創出な ど、アメニティ豊かな環境 として整備を図る。
- ・ 地域中心核において、商業 文化に加え、文化・芸術等 の本市の新しい魅力につな がる都市機能の整備を図る とともに、芦屋のシンボル となる都市景観の創出に努 める。
- ・ 市街地の復興整備を踏まえ た駐車場整備地区の指定を 行うとともにJR芦屋駅周 辺において公共駐車場の整 備を図る。
- ・ 全半壊家屋が多いが、道路 基盤が比較的整っていると ころでは、公共的空地の確 保などの周辺市街地の環境 向上につながる民間主導に よる住宅建設の共同建替に ついて、優良建築物等整備 事業制度等により支援して いく。また、協調建替、個 別建替などについても支援 する。
- ・ 全半壊家屋が少なく、道路 基盤が比較的整っている地 区は、原則的には個別建替 を支援していく。土地所有 者等の意向によっては、隣 接土地所有者等との共同・ 協調建替を支援する。

対策

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

既設の公光公園 (1,058 ㎡) に加え、防火水槽、備蓄倉庫、ビオトープ池を備えた大桝公園 (2,500 ㎡) や防火水槽を備えた茶屋公園 (1,000 ㎡) を整備した。

- ・ 地域防災拠点の精道小学校への主要な避難 経路となる川東線へつながるコミュニティ 道路を東西に配置し、歩行者動線を確保す るとともに、街路樹により道路緑化を図っ た。
- ・ 地区内の狭小宅地等の再建支援のため、建物の共同・協調建替の意向調査を行ない、 勉強会、相談会を開催し、再建支援を行った。
- ・ 大桝公園、茶屋公園の整備及び公光公園の 更新整備

芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業

- ・ 防火水槽、備蓄倉庫、ビオトープ池を備え た前田公園 (2,000 ㎡) や清水公園 (1,100 ㎡)を整備した。
- ・ コミュニティ道路などでは、道路にふくら みを持たせて設けた広場に植栽を施した り、井戸を設け親水空間を創出するととも に、街路樹により道路緑化を図った。
- ・ 地区内の狭小宅地の再建支援のため、建物 の共同・協調化の希望把握を行ない、勉強 会で再建案などの話し合いを行った。

芦屋市西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- ・ 土地区画整理事業により、津知公園を拡張 整備するとともに5箇所の小公園と2箇所 の緑地を設けた。
- ・ コミュニティ道路を地区内東西・南北に適 宜配置し、歩行者動線を整備するとともに 街路樹による道路緑化を図った。
- ・ 地区内の狭小宅地の再建支援のため、建物 の共同・協調化の希望把握を行い、勉強会 で再建案などの話し合いを行った。
- ・ 津知公園の拡幅整備

芦屋市災害復興住宅特別融資制度

都市計画マスタープランの策定



(平成7~12年度)

- ・ 事業区域内で実施する公共事業に伴い、住 宅を失った者の受け皿住宅を4地区で99戸 建設した。
- ・ 関連公共整備として、芦屋中央地区で大桝 公園を整備した。



(平成8~14年度)

- ・ 被災を受けたマンション等の建替等を支援 するため、当該事業の要綱を7年度に制定 した。
- ・ 中心市街地内でマンション建替・共同建替 市街地環境形成タイプによる住宅建設は 20 地区で、1,337 戸に及んだ。

若宮地区震災復興住環境整備事業

(平成7~13年度)

- ・ 早期に安全で快適なまちに復興するよう、 地元協議会と市が協働で住環境整備事業で のまちづくりに取り組んだ。
- 若宮町住宅は6棟92戸建設し、道路約4,270㎡、広場・緑地計6箇所、約2,170㎡、集会所1箇所、防災倉庫1箇所、防火水槽2箇所(60t/箇所)を整備した。



・ 震災後の市の財政状況 の悪化に伴い、事業着 手を延期している。

(各事業に共通する課題)

JR芦屋駅南地区市街地再開発事業

平成 10 年度にまちづくり研究会を発足、11 年度には第一次、12 年度には第二次のまちづくり 提案を市に提出し共同して事業を進めた。

課題

- ・ 震災復興事業として早期の着手・完成を目指したため、施行者側として地域 の意見をまとめる時間が限られたことから時として意思疎通を欠くことがあった。日常的なコミュニティの仕掛けが必要である。
- · JR芦屋駅南地区の整備

懇話会からの一言

今後は、平時から地域と行政がまちづくりのあり方などについて十分な問題意識を共有し、コミュニケーションを図っておくことが必要である。

課題

海浜部新市街地ゾーンの復興

- ・ 芦屋浜地区は、市域の中では相対的に全壊家屋が少なく、かつ道路基盤が最も整っているため、原則的には個別修理を支援すると共に、液状化に対する県の技術支援 を得る。
- ・ 南芦屋浜地区において、被災市街地の建替、移転等に連動した良質な住宅地の形成 と共に、健康増進・福祉機能の充実を図り、自然環境と共生した未来型のまちづく りを関係機関とともに推進する。

対策

芦屋市既成宅地防災工事資金融資斡旋制度

南芦屋浜地区のまちづくり(昭和46~平成23年度)

・ 平成7年度に21世紀を展望した、高齢社会への対応 や、震災の住宅復興を早期に実現するための住宅用地 の確保、防災活動拠点の確保、陸海空のアクセス機 能.ライフラインの強化など、誰もが安心して暮らせ る災害に強いまちづくりの観点から、従来の南芦屋浜 地区土地利用計画のまちづくりの基本方針に次の2点 を追加した。

> 高齢社会に対応したまちづくり 災害に強いまちづくり

南芦屋浜景観地区指定(平成 13 年度)

・ ウォーターフロントを生かした住宅・文化、海洋レクレーションなど、多様な顔を持つまちとして景観に配慮した海に親しむまちづくりを推進するため、景観地区に指定した。(平成13年8月1日)

南芦屋浜地区広告景観モデル地区の指定(平成13年度)

・ 地域の景観と調和した質の高い広告景観の形成を図る ため、兵庫県屋外広告物条例第23条の規定に基づ き、南芦屋浜地区広告景観モデル地区に指定した。 (平成14年3月29日) 課題



(8) 市民参加の市街地の復興

○ 市街地の復興に当たっては、市民・事業所と行政が協働して推進する。

(具体的施策)

住民意向の把握

・ 各種調査を実施し、市民、事業所のまちづくりに対する意向の把握に努める。

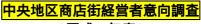
対策

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

- ・ 各種の会合等を通じて、絶えず住民意向を把握しながら事業の進捗を図った。
- ・ 現地相談所の開設、まちづくりニュースの発行、まちづくりアンケート調査2回、事業説明会2回、まちづくり説明会6回(延べ51回)、建物共同・協調化勉強会、商業振興勉強会、仮換地案個別説明会、権利者個別相談会、公園ワークショップ、工事説明会等々の開催ほか、まちづくり協議会開催のブロック別懇談会や勉強会等々への参加。

芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業 芦屋市西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- ・ 各種の会合等を通じて、絶えず住民意向を把握しながら事業の進捗を図った。
- ・ 現地相談所の開設、まちづくり集会所開設、まちづくりニュース発行、まちづくりアンケート調査 2 回、まちづくり説明会 2 回(延べ 24 + 36 回)懇談会(延べ 28 回)、検討会 5 回、区画整理勉強会、建物共同・協調化勉強会、商業振興勉強会、事業計画説明会(2+2回)、権利者個別ヒアリング調査、小規模宅地取扱希望調査、換地意向相談会、仮換地案権利者個別説明会、換地設計個別説明会、権利者個別相談会、事業説明会、住市総住宅建設計画説明会、事業進捗にあわせた住民説明会、まちづくり提案作成住民ブロック会・ワークショップ(まちづくり提案、道路整備案、公園整備案、まちづくりルール案)まちなみ緑化勉強会、工事説明会等々の開催又は参加。



(平成9年度)

・中央地区の50商店の経営者からの営業の再建計画 や、商店街のあり方等についての意向を聞き取り調 査した。



住民意見を 聞く場を設 けても参加 しない、参 加できない 住民への対 応が困難。 事業実施段 階でクレー ムが出てく るのはこの 層であり、 工夫が必 要。

広域商業診断事業(5年間隔で実施) 課題:

平成 10年・15年

消費者動向調査、商店街等への来街者調査による消 費者の意識調査及び経営者の意識調査を実施し、こ の結果を元に本市の商業再構築ビジョンを策定

芦屋市市民意識調査・芦屋市事業所アンケート調査

平成7年度

復興への支援策やまちづくりに対する要望等を震災 復興計画に反映させるために実施

震災復興の市民生活に関するアンケート調査 平成 12 年度

震災が市民生活に及ぼした影響と現在の市民生活の 実態を把握するために実施

まち・人・くらし活性化推進アンケート ・市民ワークショップ調査

平成 16 年度

・ 震災から 10年の市民生活の現状把握とこれからの まちづくりのための意見を把握するために実施 (P123 P129 & 資料 3・4)

懇話会からの一言

平素から、まちづくりに関する無関心 層を取り込んでおく工夫や仕掛けづくり が必要。コミュニティの活性化策を!









まちづくり協議会設立支援

・ 面的整備事業を行う地区については、住民によるまちづくり協議会の設立を支援する。

対策

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

- ・ まちづくり協議会設立のため、地元自治会、商店会等への 働きかけ
- ・ 協議会活動への補助金交付
- ・ 活動に必要な資料及び情報の提供
- ・ 協議会活動のための場所の提供

芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業 芦屋市西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- ・ まちづくり協議会設立のための資料や情報提供及び設立の呼びかけ
- ・ 協議会活動費の補助
- 活動に必要な資料及び情報提供
- ・ 協議会活動のための場所の提供
- ・ アドバイザー2名を市から推薦

復興まちづくり支援事業

・ 平成 11 年度から復興基金による「復興まちづくり支援事業」のコンサルタント派遣、まちづくり活動助成を受け、 平成 12 年 12 月に「業平町自治会まちづくり検討会」が設立され、業平地区地区計画策定の取り組みを進めた。

若宮地区震災復興住環境整備事業

- ・ 芦屋市補助金等の交付要綱に基づき、協議会を支援した。
- ・ 平成7年9月に「若宮地区まちづくり協議会」が設立された。
- ・ 役員会等は約200回開催され、市もオブザーバーとして参加した。
- ・ 平成 14年 12月に「若宮町まちづくり協議会」となり、現在は地区計画の取り組みを進めている。

J R 芦屋駅南地区市街地再開発事業

- ・ 芦屋市まちづくり助成要綱に基づき研究会を支援した。
- ・ 平成10年6月に「JR芦屋駅南地区まちづくり研究会」が 設立され、以後、「JR芦屋駅南地区まちづくり構想(第 一次)」に引き続き、「JR芦屋駅南地区第2次まちづく り構想」を提案した。



山手第一地区(東芦屋地区)都市環境整備事業

- ・ 平成5年12月に「東芦屋まちづくりを考える会」が設立された。
- ・ 芦屋市まちづくり助成要綱に基づき支援した。・ 平成8年7月に「東芦屋まちづくり協議会」となる。

まちづくり活動は、地域の意見を幅広く集 約しながら進める必要があることから、協 議会活動の主たるメンバーは地域の各種階 層からの参加が望ましく、働きかけもする

が、結果的には既存組織依存型の編成にな

課題

らざるを得ない。打開策必要。

懇話会からの一言

今回は災害対応型が多く構築されたが、今後は日常的なまちの活性化を含めた「まちづくり構想」が必要になってくる。そのためにも、より幅広い年齢層からの参加がデザインされていく必要がある。

また、支援に関しても補助金の支出等にとどまらず人的、 技術的、経験的な支援とともに協働と参画の新たな文化を構築する必要がある。

(具体的施策)

まちづくり専門家等の活用

・ 市民参加による市街地の 復興において、まちづく り専門家又は機関の活用 を図るため、その受け入 れ体制を整備する。

対策

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

まち協運営に弁護士の指導、助言を受けた。

- まち協活動を支援するため、コンサルタントを派遣した。
- ・ 経営コンサルタント、建築士、土地区画整 理士、税理士等の参加を得て、まち協は相 談会、勉強会、後援会等を開催した。

芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業 芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- ・ まちづくりの専門家として協議会にアドバイザー2名(土地区画 整理士・弁護士)を市から推薦し、協議会推薦の学識者3名をア ドバイザーグループとしてまちづくり提案策定を進めた。
- ・ まちづくり提案作成を支援するためコンサルタントを派遣した。
- ・ 復興基金の「復興まちづくり助成事業」の採択を受け、アドバイ ザー派遣、コンサルタント派遣等の助成制度を活用した。

復興まちづくり支援事業

- ・ 楠町西地区まちづくり協議会の活動支援を行い、楠町西地区地区計画が決定された。
- ・ 業平町自治会まちづくり協議会の活動支援を行い、業平町地区地区計画が決定された。
- ・ 若宮町まちづくり協議会の活動支援を行い、若宮町地区地区計画 の検討が進められている。

まちづくり支援事業

- ・ 浜風町 1 街区地区まちづくり協議会の活動支援を行い、芦屋浜シーサイドタウン浜風町 1 街区建築協定が締結された。
- ・ 浜風地区まちづくり協議会の活動支援を行い、浜風町南地区地区 計画が決定された。
- ・ 潮見町南地区まちづくり協議会の活動支援を行い、潮見町南地区 地区計画が決定された。
- ・ 緑町西地区まちづくり協議会の活動支援を行い、緑町西地区地区計画が決定された。
- ・ 奥池町地区まちづくり協議会の活動支援を行い、奥池町地区地区計画等の検討が進められている。
- ・ 奥池南町まちづくり協議会の活動支援を行い、奥池南町地区地区 計画等の検討が進められている。

課題

・ まち協活動には専門家の協力が必要不可欠であり、西部地区では学識者 3 名を含むアドバイザー計 5 名がまち協活動を支援しているが、ボランティアでの参画となっているため、時間的・経済的な制約が大きい。今後は費用面を含む、専門家がより活動しやすい支援体制の整備が必要である。



(1)災害復興住宅の建設

○ 被害を受けた市営住宅の復旧とともに、被災者向けの災害復興住宅を建設する。

(具体的施策)

公営住宅の建設・建替等

ひょうご住宅復興3か年 計画に連動した芦屋市住 宅復興3か年計画に基づ き、震災により被害を受 けた市営住宅の再建・修 繕、建替を行うととも に、新たな災害復興公営 住宅の建設を行う。

市営住宅の再建 (平成8~9年度)

・市営住宅の再建

62 戸

|市営住宅の建替(平成8~9年度)

・市営住宅の建替

44 戸

253 戸

災害公営住宅の建設

(平成8~9年度)

- 災害復興住宅の建設
- 南芦屋浜地区における復興住宅建 設用地の確保を県企業庁に要請し 建設を行った。
- ・ 市営住宅(賃貸)400戸(平成10 年3月完成)
- · 県営住宅(賃貸)414戸(平成10 年3月完成)

老朽化している昭 和 40 年代以前に 建設された住棟の 建替時期を迎えて いる。維持・補 修・更新について の具体的な対策が 必要となる。



対策

準公営住宅の建設(平成9~10年度)

- 南芦屋浜地区において、復興住宅 建設用地の確保を県企業庁に要請 し、建設を行った。
- · 県住宅供給公社住宅(分譲)203 戸(平成11年1月完成)

(具体的施策)

準公営住宅の建設

- 「特定優良賃貸住宅制度」 を積極的に活用し、準公営 住宅を建設する。
- ・ 兵庫県住宅供給公社や住 宅・都市整備公団による賃 貸住宅の誘致に努める。

対策

特定優良賃貸住宅制度導入と活用 (利子補給・家賃対策補助)

平成 7~10 年度

芦屋市内に土地を有するか、 借地権を有する個人又は法人 が家族向けの賃貸集合住宅を 特定優良賃貸住宅制度を利用 して建設し、芦屋市がその住 宅を災害復興準公営住宅とし て借り上げることで、阪神・ 淡路大震災による被災者のう ち、中堅所得者層の生活を援 助する制度(7団地・146戸)

特定優良賃貸住宅に空室率が高い。

- ・ 賃貸住宅の誘導戸数に精査が必要。
- 特定優良賃貸住宅の空室率改善のた めの入居誘導制度の検討を行う。

課題∷

善と供給

○ 面的に整備する住宅地については、より防災力を高めるとともに、緑豊かな 住環境を形成する。

対策

(具体的施策)

面的被災住宅地における良好な 住宅建設及び住環境整備

・被害が甚大であり、かつ、 道路、公園等の生活基盤の 整備が必要な地域について は、土地区画整理事業、市 街地再開発事業等の公的事 業制度を適用し、住宅の改 善と供給を図るとともに、 公園の設置や緑豊かな道路 等の住環境整備を推進す る。

建物が密集した既成 市街地での土地区画 整理事業で、住市総 等の事業により住宅 を供給するにあたっ ては、当初からまと まった宅地を確保す ることは困難なため 集約した換地に建設 することとなるが換 地位置を決める(仮 換地指定)までの手 続きに長い時間がか かりタイムリーな入 居にはならなかっ た。

従前居住者用住宅を当 初から地区外に建設す ることを視野に入れる 必要がある。

土地区画整理事業により、道路・公園などの公共施設の整備・改善を行うとともに、宅地の利用増進を図り、地域の住環境整備を行った。

- ・ 土地区画整備事業に併せて施行した住宅市 街地整備総合支援事業により、従前居住者 用住宅(大原町住宅38戸・精道町住宅16戸)を整備するとともに、地区公共施設整 備として大桝公園の整備を行った。
- ・ 大桝公園・茶屋公園の整備及び公光公園の整備を行った。

芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業

- ・ 土地区画整理事業により、道路・公園など の公共施設整備・改善を行うとともに、宅 地の利用増進を図り、地域の住環境整備を 行った。
- ・ 土地区画整理事業にあわせて施行した住宅 市街地整備総合支援事業により、従前居住 者用住宅を整備した。(清水町住宅 20 戸)
- ・ 前田公園・清水公園の整備を行った。

芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- ・ 土地区画整理事業により、道路・公園など の公共施設整備・改善を行うとともに、宅 地の利用増進を図り、地域の住環境整備を 行った。
- ・ 土地区画整理事業にあわせて施行した住宅 市街地整備総合支援事業により、従前居住 者用住宅を整備した。(津知町住宅 25 戸)
- ・ 津知公園の拡張整備を行った。

住宅市街地整備総合支援事業

J R 芦屋駅南地区市街地再開発事業

課題

密集住宅地区の住宅改善

・ 小規模住宅などが密集 している地区は、住環 境整備事業により公共 施設、生活関連施設の 整備を含め住宅の集団 的供給を図る。

対策

若宮地区震災復興住環境整備事業

平成 7~13 年度

- ・ 早期に安全で快適なまちに復興するよう地 元協議会と市が協働で住環境整備事業に取 り組んだ。
- 若宮町住宅は6棟92戸建設し、道路約4,270㎡、広場・緑地6か所約2,170㎡、集会所1か所、防災倉庫1ヶ所、防火水槽2か所(60t/か所)を整備した。

(3) 住宅復興支援

住宅形態に応じた住宅復興支援を行うとともに、狭小宅地の建替については、建物共同・協調化を誘導するなど、良好な住環境を形成する。

(具体的施策)

個別建替・修繕支援

・ 個別に建替・修繕を行う場合に、県・市の低利長期融資制度や県の利子補給のある 住宅金融公庫資金融資制度を斡旋する。

集合住宅の建替・修繕支援

- ・ 集合住宅の建替・修繕を行う場合に、県・市の低利長期融資制度や県の利子補給の ある住宅金融公庫資金融資制度を斡旋するとともに、建替においては優良建築物等 整備事業制度による助成を活用できるように誘導する。
- ・ 再開発コーディネーター等の専門家の協力を得て、集合住宅の建替・修繕を支援する。

共同・協調化建替支援

- ・ 被災地の中で、複数の権利者が共同建替を行うもの、また個別建替の時に近隣と協調して建替を行うものについては、まちなみ景観デザイン・ガイドライン等により、公開空地、壁面後退等で公共的空間を確保した良好な住宅の形成を誘導する。
- ・ 県の民間住宅共同化支援制度(利子補給)の活用を誘導する。
- ・ 一団として被災した住宅地等のうち、優良建築物等整備事業制度の適用要件に合致 するものについては、助成を行い、復興の促進を図る。
- ・ 一団として被災した住宅地等で道路基盤が未整備は地区のうち、民間が共同して再 開発事業を実施する場合、市街地再開発事業の要件に合致するものについては、同 事業による助成を行い住宅等の整備を支援する。

対策

<mark>(財)阪神・淡路大震災復興基金事業</mark>(平成 7~17 年度)

・ 阪神・淡路大震災による被災者は、(財)阪神・淡路大震災復興基金事業を利用することにより住宅金融公庫等より長期融資や利子補給を受けることが出来た。

【対象事業】

【対象事業】

(財)阪神・淡路大震災復興基金事業 ------

- 被災者住宅購入支援事業
- ・ 被災者住宅再建支援事業(賃貸住宅を除く)
- ・ 被災マンション建替支援利子補給
- · 県・市町単独住宅融資利子補給
- ・ 住宅債務償還特別対策助成事業 (二重ローン)
- · 高齢者特別融資(不動産活用型)利子補給
- · 高齢者住宅再建支援事業
- ・ 隣地買い増し宅地規模拡大支援利子補給
- · 被災宅地二次災害防止対策事業

優良建築物等整備事業(平成 7~13 年度)

- ・ 被災した集合住宅等の建替を支援するため、当該事業の 補助金交付要綱を平成7年度に制定した。
- ・ 集合住宅の建替については、マンション建替タイプで 19 地区 1,367 戸、市街地環境形成タイプで 3 地区 148 戸 建設した。
- ・ 被災した戸建住宅等を、共同・協調化建替をする場合、 優良建築物等整備事業、小規模共同建替等事業及び住宅 市街地整備総合支援事業で支援することが出来る。
- 優良建築物等整備事業で3地区61戸、小規模共同建替 等事業で1地区4戸を建設した。
- 優良建築物等整備事業について、復興に関しては、一定 の目処がついたので、事業を終息する。

特例震災マンションの建替

- ・既存不適格であったマンション建替のため、震災特例許 可を行なった。
- ・建築棟数 総合設計制度 12 棟

高度地区特例許可 2棟

課題

懇話会からの一言

共同・協

共同华

盁

た第

事業量は財政的な面では十分に精査されるべきも のだが、事業実施に際してはその市や市民が元来持 っていた様々な文化を継承しながら慎重に実施され るべきである。

その意味からいえば、「できたこと・できなかっ たこと」よりも、むしろやらなかった事ややり方や 過程のなかで工夫したことなどのソフト面が今後に 引き継がれていくことが大切であり、その面からの 総括・検証を行なって欲しい。

各種相談等の支援

対策

本市も参画している 芦屋総合住宅相談所 を活用して、住宅形 態に応じた住宅復興 に関する各種相談・ 指導及び情報提供を 行なう。

芦屋総合住宅相談所の開設

(平成7~11年度)

阪神・淡路大震災により被害を受けられた方に、被災者の住宅にかかる諸問題についての相談と各種の情報提供等による支援を県・市で行なうための開設。

課題

支援体制の充実

・ 相談業務が多様多岐にわたるため、各分野部 門からの応援体制の確立が必要である。



新しい芦屋の景観の創出につながるとともに、良質な住環境を有する住宅供給を 図る。

(具体的施策)

まちなみ景観デザイン・ガイドラインの策定・誘導

・ まちなみ景観及び住環境に関するデザイン・ガイドラインを策定し、住宅 の建替者に対して、調和の取れた景観形成の誘導を図る。

対策

景観施策の普及・啓発事業

(平成8年度)

- ・ パンフレット作成
- ・ 緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして (大規模建築物等届出制度 のあらましと景観ガイドライン)
- ・ 緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして(芦屋市都市景観条例のあらまし)
- ・ ふたたび緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざして(戸建住宅のちょっとした景観への配慮集)

大規模建築物等の届出制度

・ 大規模建築物等の届出は 423 件、南芦屋浜景観地区内の建築物等の 届出は 83 件あり、115 件については景観アドバイザー会議 (75 回)で、助言や指導を受け、まちなみ景観の向上につとめた。

遊戯施設・ホテルに対する規制

・ 芦屋市生活環境保全のための建築等の規制に関する条例により規制 (平成8年4月6日施行)

狭隘道路拡幅整備事業

平成 12 年度~

・ 建築基準法第 42 条第 2 項に規定される道路(幅員 4m 未満の道で、 特定行政庁が指定した物は、その中心から水平距離 2m の線を道路 とみなす。)等の拡幅を促進し、都市の防災性能とゆとりあるまち はみを形成する。

課題

・ 良質な居住空間の形成のため、建築主による 2 項道路部分の 後退整備を誘導する。(2mのセットバック)

景観は長い歴史を経て、市民が創ってきた文化である。守るのも、育てるのも市民が主になって取り組むことが出来る仕掛け必要である。

懇話会からの一言

住宅の供給にあたっては、多様な方法により良質な住宅の整備を進めるとともに、高齢者や障害者に配慮した公的住宅を供給する。

(具体的施策)

良質な住宅の整備

- ・ 住宅の建設にあたっては、 開発指導要綱等の遵守によ り、良質な住宅の整備が行 われるようにする。
- ・ 良質な公的住宅の供給を 県、公社、公団に要望す る。
- ・ 市街地再開発事業地区にお いて良質な公的住宅等の供 給を図る。

対策

課題

芦屋市住宅復興基本計画

(復興3か年計画)

・芦屋市住宅復興基本計画の策定

宅地開発、建築物の建築行為にかかる 指導・審査

- ・ 芦屋市宅地開発等指導要綱及び芦屋市すみ よいまちづくりに関する指導要綱による指 導・審査(平成12年6月30日廃止)
- ・ 芦屋市住みよいまちづくり条例、施行規 則、まちづくり施策への協力に関する要綱 及び技術基準による指導・審査(平成 12 年7月1日施行、平成14年7月1日改 正)

・ 条例制定後の社会状況の変化に適応しているか の検証が必要。

・ 市街地再開発事業地区内における公的住宅等の 供給を検討。



(具体的施策

高齢者や障害者対応の公的住宅の供給

・高齢者や障害者対応の公的住宅の供給を関係機関とともに推進する。





- ・ 被災高齢者自立支援事 業が平成 16 年度で終了 が予定されている中、 南芦屋浜地区災害復興 公営住宅における 24 時 間体制の維持。
- 高齢者や障害者対応の 公的住宅の必要戸数の 把握と緊急時体制整備 (緊急通報時の受け皿 施設の確保)

災害公営住宅の建設

(平成8~9年度)

- ・ 災害公営住宅における高齢者対応 として、災害公営住宅はすべての 住戸をバリアフリー仕様とし、一 部の住戸では緊急通報システムを 標準装備している。
- ・ 南芦屋浜地区の災害公営住宅では シルバーハウジングの導入ととも に、緊急時対応、安否確認を行う とともに生活援助員が配置されて いる。

住宅安心確保事業

大東町シルバーハウジング 南芦屋浜地区災害復興公営住宅

平成 10 年度

- ・ 高齢者や障害者対応の公的住宅の供給を関係機関とともに推進する。
- ・ 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング 等)に居住する高齢者に対し、生活援助 員を派遣して生活指導、相談、安否確 認、一時的な家事援助、緊急時の対応等 の在宅支援を行う。

課題

高齢者・障害者対応の公的住宅の供給推進

・ 公的住宅において、高齢者・障害者向け 住宅の確保を要望するとともに住宅の確 保につとめる。



(1) 都市間道路交通網の整備

道路交通のネットワークの向上を図り、災害発生時における国道 2 号、国道 43 号等の広域幹線道路を補完する地域幹線道路を拡充する。

(具体的施策)

山手幹線の整備

・ 延焼遮断帯として、また災害発生時における避難、救援物資の輸送のため、 国道2号、国道43号等の広域幹線道路を補完する地域幹線道路として山手幹 線を整備する。

対策

山手幹線街路事業 (平成5~21年度)

課題

- 事業の必要性の浸透、沿線住民の理解を得る。
- ・ 芦屋川トンネル工事に伴う芦屋川右左岸沿い既存樹木の移植による保全
- ・ 環境対策についての理解と協力、参加を得ることが出来るコミュニティの創出
- ・ 完成後の大気・騒音等の環境測定
- ・ 維持管理への協働と参画

(具体的施策)

隣接都市との接続道路の整備

- ・ 南芦屋浜地区を含む臨海部 での東西方向への避難、救 援物資の輸送のため、神戸 市と接続した道路を整備す る。
- ・ 避難、救援物資等の輸送の ため、鳴尾御影線の整備を 西宮市に働きかける。

西宮市での鳴尾御影線の整備

(平成7~13年度)

・ 芦屋市に隣接する西宮市域の鳴尾御影線は 区画整理事業及び街路事業で拡幅整備され た。

対策

<u>県道東灘芦屋線(南芦屋浜~深江浜連絡橋)</u> 平成 6~16 年度

- ・ 南芦屋浜地区を含む臨海部での東西方向の 避難、救援物資等の輸送路確保のため、芦 屋市側が県、神戸市側は神戸市が施工
- ・ 芦屋市側・神戸市側ともに完成開通済
- · 全長 1,300m

(2) 生活循環軸のネットワーク化

市内の地域間のコミュニティ交流の活性化を目指して、道路のネットワーク化を 図る。

(具体的施策)

格子状の生活循環軸の整備

- ・ 地域間のコミュニティ交流の活性化を図るとともに、避難、救援物資等の輸送のための代替道路の破保と延焼遮断帯の形成を図るために格子状の道路網(生活循環軸)に整路線を定める。
- ・ 生活循環軸の基幹道路と なる松浜線、川東線(国 道 43号~国道 2号)、稲 荷山線(駅前広場東線~ 山手線)、川西線(国道 2号~山手幹線)の整備 を図り、整備済みの生活 循環軸とあわせて格子状 の道路網の形成を図る。
- ・ 南芦屋浜地区と市街地の 南北方向への避難、救援 物資等の輸送のため、芦 屋浜線を整備する。

都市計画マスタープランの策定

対策

松浜線街路事業

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

川西線街路事業

芦屋市西部第一地区震災復興と地区画整理事業

<mark>県道芦屋鳴尾浜線</mark>

(平成8~9年度)

- ・ 南芦屋浜と市街地の南北方向の避難、救援 物資等の輸送経路確保のため、県が事業実 施。(芦屋市域は平成16年12月完成)
- ・ 潮風大橋 (全長 196m・幅員 16m・平成 10 年 3 月完成)
- · 全長 808m

稲荷山線街路事業

- ・ 市の東部地域における南北基幹道路だが市 の財政状況から事業着手を延期している。
- JR神戸線南~山手線 延長 580m
- ・ 幅員 20m

課題

- ・ 東西道路の整備状況に比べ、南北道路の整備状 況が悪く格子状の生活循環整備が遅れている。
- ・ 南北交通の円滑な交通処理と歩行者の安全確保
- ・ 松浜線・稲荷山線の整備再開

(具体的施策)

駅前広場の整備

・JR芦屋駅南口において、海浜部新市街地ゾーンからのJR芦屋駅への通勤・通学輸送の増大に対応するとともに、地区の活性化と市街地整備にあわせて市街地整備と緑ゆたかな駅前広場を整備する。

JR芦屋駅南地区市街地再開発事業

・ 平成 13 年度の都市計画決定を目 指して取り組んだが、市の財政状 況から、事業着手を延期してい る。

課題

(3) 自然環境豊かで人にやさしい道路環境の創出 高齢者や障害者にやさしく、アメニティ豊かな道路環境を創出する。

(具体的施策)

自然環境の導入を図った道路整備

道路整備にあたっては、歩行者 や自転車通行の安全性に配慮し て、緑や水を導入したアメニテ ィ豊かな道路環境の形成を図 る。

歩行者優先道路等の整備

- ・ 子供、高齢者、障害者にやさし く安全で快適な歩行者路や歩車 共存道路等、歩行者優先道路の 整備を進め、生活関連施設、公 園、文化・歴史的資源をネット ワークで結び、緑豊かな道路と して整備を図る。
- ・ 災害発生直後における避難、救 援物資等の輸送経路として整備 する。
- ・ 南芦屋浜地区の新市街地の形成 に合わせて、人と人の交流や安 全な通学路等の確保を目指し、 宮川緑地文化軸を形成する歩行 者連絡橋の整備を推進する。

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

芦屋市西部第一地区 震災復興土地区画整理事業

対策

芦屋市西部第二地区 震災復興土地区画整理事業

都市計画マスタープランの策定

人道橋(あゆみ橋)の架橋

(平成8~9年度)

- 南芦屋浜地区と市街地を結ぶ歩行者優 先道路として県が事業実施済み
- ・全長 480m
- 5 ~ 8m ・幅員
- 平成 10年 3月完成

課題:

- 幹線道路の改良工事により、歩道 の美装化及び緑化を図る。
- 道路緑化等とバリアフリー化との 整合性を図る。(特定交通安全施 設等整備事業)
- 道路構造令の改正により、歩道幅 員は2mとされ、既設道路での歩道



5 公園・緑地の復興

(1)公園等の復旧

○ 震災により被害を受けた公園・緑地等の復旧に加え、仮設住宅用地に利用している公園については、その利用後の復旧を図る。

(具体的施策)

公園・緑地・緑道・広場の復旧

・ 震災によって被害を受けた 公園、緑地、緑道、広場を 復旧するとともに、仮設住 宅用地に利用している公園 については、その利用後の 復旧を図る。

公園等災害復旧事業

(公園・緑地・緑道・広場の復旧)

- ・平成7年度 潮見西公園他 114件
- ·平成8年度 西浜公園他 40件
- ・平成9年度 中央緑道他 1件

応急仮設住宅跡復旧工事

・平成 10 年度 中央公園外 22 件

芦屋庭球場整備事業

(平成11年度)

- ・ 震災により仮設住宅用地に利用していた芦屋庭球場の復旧及び倶楽部ハウスの建替 え
- ・ コート(人工芝) 10面(内、2面はナイター設備有り)

対策

・ 倶楽部ハウス (408.09 m²) 建替、駐車場 28台

(2)公園・緑地の拡充

○ 本市の公園の整備状況(一人あたり都市公園面積)は、市全域で 4.3 ㎡ / 人で、 兵庫県平均 8.5 ㎡ / 人(平成 5 年 3 月現在)に比べて不足しており、また地区毎 の整備状況にもばらつきがある。このため、公園・緑地が不足しているゾーン や整備可能なエリアにおいて積極的に公園・緑地を拡充していく。

(具体的施策)

地域中心核における都市公園の拡充

・本市の中では、人口密度が高く、 アメニティ空間の必要性が高い中 心市街地ゾーンにおいて、公園面 積が不足しており、地域中心核に おける面的整備事業にあわせて都 市公園の整備を図る。

課題

対策 **地区防災拠点整備事業**

都市計画マスタープランの策定

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業

芦屋市西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- ・ 区画整理事業により公園整備が図れ、地域の防災機能は大幅に強化された が、今後に向けた協働と参画の維持管理のあり方が課題。
- ・ ミニ防災公園、防火遮断帯としての位置付けを日常生活に浸透させる。

山際緑地核の整備

- ・ 自然に親しむ環境の拡充を図るため、山麓周辺において公園・緑地空間の整備を図る。
- ・ 霊園、及びその周辺を山際緑地核と位置付けるとともに、広域避難地の機能を持たせる。

対策

都市計画マスタープランの策定

山手緑地整備事業

(平成10~12年度)

・ 既存の良好な緑地の保全、拡幅整備を行い市民の憩いの場を提供する。

山手南緑地整備事業

(平成10~11年度)

- ・ 既存の良好な緑地の資源を保全。
- ・ 都市環境の向上及び地域住民の休養、鑑賞、散策等利用増進を図る。

霊園災害復旧事業

(平成6年度)

公共施設及び個人墓所の被害 状況調査



海際緑地核の整備

- ・ 市民の余暇時間における多様 な行動ニーズに応えるととも に、水と緑豊かな環境を創出 する為、南芦屋浜地区におい て総合公園及び海に親しむ海 際緑地を整備する。
- ・総合公園には、耐震性飲料・ 消火兼用貯水槽の設置を図る とともに、ライフラインを災 害に対応力の有るシステムで 構築し、広域避難地としての 機能を持たせる。

都市計画マスタープランの策定

南芦屋浜地区都市公園整備事業

- ・ 南芦屋浜地区内の公園・緑地の整備
- ・ 平成 12~14 年度 親水中央公園 2.0ha
- ・ 平成 13~16年度 親水西公園 0.76ha
- · 平成 13~16 年度 親水緑地 0.45ha

対策

課題

対策

芦屋市総合公園整備事業

平成 11~15 年度

- ・ 南芦屋浜地区にスポーツ施設、文化・教養を育む施設の有る総合公園の設置
- 花と緑のネットワーク施設及び防災拠点 ならびにスポーツの核となる公園として 整備

・ 南芦屋浜地区整備後の 維持管理のあり方

・ 広域避難所としての設備拡充

南芦屋浜地区の整備

・港湾緑地 、・陽光緑地 4.1ha

4.2ha

防災倉庫収納資機材の整備

平成 14 年度

広域避難所に対応した資機材の整備

(具体的施策)

緑地文化軸の整備

- ・中央緑道~江尻川緑道 の緑地軸につながる、 芦屋川、宮川、東部の 3つの緑地文化軸を緑 のネットワークの基軸 とし、水と緑に親しめ る空間整備を図る。
- ・ なかでも、芦屋川緑地 文化軸は、本市を代表 する都市景観を有した 軸であり、シンボル性 を高めるため、芦屋川 左岸道路のモール化を 検討する。

10 万本植樹計画

都市計画マスタープランの策定

(平成5~14年度)

課題:

- ・ 山際及び緑地文化軸での整備を都市 計画マスタープランの中で水と緑の ネットワークとして位置付ける
- ・ 芦屋川左岸道路のモール化の具体的 検討

(3)防災公園としての整備

○ 防災性の高いまちづくりの一環として、主要な公園については防災拠点としての役割を担い、その整備を図る。

(具体的施策)

防災公園としての整備

- ・ 公園の整備に際しては、樹木による防災効果の十分な活用を図るとともに、地区防災拠点とする公園については、防火水槽、防災資機材倉庫、給水施設等を公園の下部(地下)利用も考慮し設置する。
 - ・安定した水の供給を 行うため、水道施設 整備を総合的に見直 すにあたり施設の代 替機能の整備を含め 新規用地の確保が必 要となる。
 - ・事業費並びに機能面 を精査した上で、公 園用地等の公共施設 の土地利用について 多目的な有効利用を 図る。(公共施設の 共有化)

防災倉庫の配置計画の立案

既成公園施設改修事業

平成7年度

・ 既設公園に防火水槽を設置(朝日ヶ丘北 公園・山手緑地)

平成 9~14 年度

既設公園に防災倉庫を整備(春日公園・ 芦屋公園・呉川公園・岩ヶ平公園・南宮 公園・西浜公園(備蓄倉庫)・東浜公 園・大桝公園・津知公園・清水公園)

地域防災拠点整備事業

平成 14 年度

・ 総合公園に 100 t の耐震性飲料・消火兼 用貯水槽を設置

地区防災拠点整備事業

平成8年度

指定された防災公園に地区住民が使用する消防水利、防災倉庫及び防災資機材を 設置

平成 13~15年度

- 一次避難地として芦屋中央地区内の大桝 公園・茶屋公園(防火水槽設置)を整備
- ・ 芦屋西部第一地区内において清水公園、 前田公園(防火水槽設置)の整備
- ・ 芦屋西部第二地区内において津知公園、 小公園3か所に防火水槽を設置



課題

対策

6.コミュニティの活発化

対策

課題

(1) コミュニティ活動の促進

災害発生時の助け合い、協力の基盤となる地域住民が連帯し、協働する地域社会の形成を一層促進して行くために、平常時から生涯学習やボランティア活動等を通じたコミュニティ活動を支援する。

(具体的施策)

地域福祉活動・生涯学習支援

・ 地域福祉活動、生涯学習 を支援するとともに、各 地域間のボランティアが 相互に交流するための支 援を行うとともに、指導 者の育成に努める。

「ポランティア活動センター」への支援 平成 7 年度

社会福祉協議会

・ 社会福祉協議会が設置している「ボランティア活動センター」に登録している者及び 芦屋市の福祉事業において活動する者に対 して、ボランティア活動の啓発、情報提 供、研修会等を通じてボランティア活動の 充実、拡充及びその支援を行う。

福祉分野だけでは ない幅広いボラン ティア活動のネッ トワーク

- ・ 地域の問題解決に 取り組むコミュニ ティ活動への支援
- ・ 市民団体の役員に 世代問題があり、 後進が育たないこ とに対する対策
- 様々な分野でのスペシャリストとの協働

生涯学習の推進

平成4年度~

· 子育てセンター事業(子育て相談、子育て グループの育成、イベント開催など)

平成 12 年度~

・ 出前講座(団体が主催する学習会に市職員を派遣し、行政に対する理解を深める)

平成 11 年度~

- ・ 芦屋南高オープンカレッジの開催(当時、 芦屋南高校に委託して実施)
- 各種文化団体への事業補助

コミュニティスクール活動の充実

・ 各コミュニティスクール、同連絡協議会への 活動助成

(2) コミュニティ施設の充実 コミュニティ活動の基盤となる施設の充実を図る。

(具体的施策)

地区集会所の整備

- ・ 地区集会所の未整備な地区においては、順次整備を図るとともに、施設老朽化が進んでいる地区集会所の改善を図る。
- ・ 地区集会所は地区防災拠点を兼ねるものとし、厨房設備、情報通信機能を整備する。

対策

地区集会所の整備

平成6年度

- ・ 平成7年1月13日(震災前)、茶屋集会所を新設
- ・ 震災時には、市内 13ヶ所の集会所を避難所として活用

平成7年度

· 平成7年6月15日、集会所復旧再開

平成 12 年度

- ・ 平成 13 年 4 月、前田集会所を移転し再開平成 15 ~ 16 年度
- ・ 地区集会所管理を地元へ移行することを検討

│ ・竹園集会 _〉 │ 所の建替 │ え

・三条地区 の集会所 の新設

芦屋市防災無線の構築

平成 14 年度

・ 避難所となる集会所に無線端末機を設置し、災害情報を 迅速に伝達

対策

(具体的施策)

学校施設の整備

・「地域に開かれた学校」にするため、学校施設を住民が利用しやすいように計画的な整備を図る。

朝日ヶ丘小学校校舎大規模改造事業

課題

平成6~8年度

老朽化した校舎の内外装・設備等の改造で整備

宮川小学校校舎建替整備事業

平成8年度

・ 老朽化した校舎・体育館を建替で整備

山手小学校校舎建替整備事業

平成 11~12 年度

・ 老朽化した校舎の建替整備

岩園小学校校舎建替整備事業

平成 12~13 年度

・ 老朽化した校舎の建替整備

精道小学校校舎建替整備事業

平成 16~19 年度

老朽化した校舎等の建替整備

課題

財政状況を見ながら潮見小、潮見中、打出 浜小、浜風小、各学校の大規模改修の推進 する。

7. 自立・循環型環境の創出

(1)人と環境にやさしい都市基盤の整備 市街地の復興にあたって、人と環境にやさしい都市基盤の整備を進める。

(具体的施策)

自立・循環型の都市基盤整備の検討

・ 井戸、雨水の活用、下水処理水の 再生利用等の自立型水循環システムなど、環境にやさしいだけでな く、災害にも対応力のある自立・ 循環型のシステムの導入を検討す る。

井戸水の利用

平成7年度~

・ 本庁舎及び分庁舎のトイレ便器用の排水、庁舎周辺の植栽への散水に井戸水 を使用。

平成 9~11 年度

・ 小槌幼稚園、精道中学校及び山手小学 校に雑用水として利用するための井戸 を掘削

対策

各学校園施設防災整備事業

- 西山幼稚園・伊勢幼稚園・小槌幼稚園・浜 風幼稚園に雨水貯水槽・便所排水利用設備 設置
- 精道中学校に井水貯水槽・運動場散水利用 設備設置

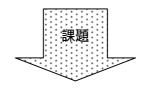
岩園小学校校舎建替整備事業

・ 太陽光発電設備設置(逐電設備がないので、夜間利用が出来ず防災用とはならない。)

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

芦屋市西部第一地区震災復興土地区画整理事業 芦屋市西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- ・ 公園や緑地等には残存した井戸を利用するなどして、 非常時の生活雑用水等を確保するとともに、平時には 樹木の潅水など井水の活用を図った。
- ・ ヒートアイランド対策の一環として、歩道へ透水性舗 装を導入し、環境にやさしい整備を行った。



民有井水マップの作成等、地域が地域を活用で きる仕掛けと日常的な協力体制の構築が必要



対策

(具体的施策)

環境資源を生かした都市基盤整備

自然や景観など芦屋の豊かな環 境資源を生かすため、公園・緑 地の整備や沿道・公共施設の緑 化、さらに芦屋川での親水空間 の整備などを進める。

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

芦屋西部第一地区震災復興土地区画整理事業 芦屋西部第二地区震災復興土地区画整理事業

- 公園整備では、買収地の既存樹木を移植 して再利用を図る。
- 公園・緑地や街路樹の整備を図るととも に、まちなみ緑化助成事業の地区指定を 受けたことで、地区内の公共施設だけで はなく、宅地の緑化も図られたことで芦 屋の緑豊かなまちなみ整備に寄与する。

平成 13~14年度

大桝公園、茶屋公園の整備及び公光公園 の更新整備、津知公園の拡張整備

平成 13~15年度

・ 前田公園、清水公園の整備

10 万本植樹計画

山手緑地整備事業

山手南緑地整備事業

小学校施設整備事業

平成 10 年度

打出浜小学校大気浄化植栽整備

宮川小学校校舎建替整備事業

山手小学校校舎建替整備事業

岩園小学校校舎建替整備事業

既存樹木活用のための 仮置き場の確保

(ストックヤードの確保や いわゆるグリーンバンク制 度の創設等)

芦屋川河川環境整備事業計画

平成 13~14年度

大正橋~阪急電鉄の低水敷の改 修・緑化・河道整備

造って、そのまま維持管理を地域でとい うのは理解されない。災害を経験した地域 にとって公園や緑地が如何に大切かという 啓発がなされなければならない。

懇話会からの一言

課題

廃棄物処理施設の強化と整備

- ・ ごみ焼却施設の整備を図る。
- ・ 粗大ゴミ処理及び資源等のリサイクル推進のために 「リサイクルプラザ」の整備を図る。

対策

ごみ焼却施設建設工事

平成7年度竣工

環境処理センター復旧工事

平成7年度完了

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の排出を抑制し、再利用を促進すること により市民の健康で快適な生活を確保する。

課題

- ・ 広域によるその他プラスティックの処理を検討中(平成 19 年度にストックヤードの建設工事予定)
- ・ ごみ焼却施設が平成 22 年度以降更新時期を迎えるが多角的に検討を加える。
- ・ リサイクルプラザの建設工事

(具体的施策)

ごみ収集真空輸送システムの採用

・ 南芦屋浜地区において、ごみ収 集真空輸送システムの採用を図 る。

対策

パイプライン施設復旧工事

平成7年度完了

輸送管等の運搬施設の震災復旧工事

南芦屋浜地区廃棄物運搬用パイプライン施設整備事業

平成 13 年度

- ・ 南芦屋浜地区のパイプライン設備工事一部完了
- ・ パイプライン棟建設工事

課題

・ パイプライン施設に関する維持補修 費を含め、今後の総合的な検討

(2)環境を大切にした生活文化の育成

環境づくりの主人公である市民等が、環境に目を向け、よりよい環境を自主的に 創出していく生活文化の育成を図る。

対策

(具体的施策)

環境学習の推進

- ・「芦屋市環境計画」に基づき、市民・事業者が環境の本質を理解し、環境を大切にする心を育む環境学習を、生涯学習や学校教育と連携しながら進める。
- ・ 市民等が生き物と直接触れ 合うことが出来るような場 づくりに努める。

環境計画推進事業

平成7年度策定平成7~15年度

・ 目標実現に向けて毎年、実施事業の進捗 状況を把握し、啓発等に努める。

平成 11 年度

・ 平成 12 年 3 月に「緑豊かな美しいまちづくり条例」を全面改正

平成 16 年度

・ 平成 17 年度新環境計画策定に向け、現環 境計画の見直し作業を行う。

対策

<mark>水生生物調査</mark>

平成9年度

・ 芦屋川に生息する指標水 生生物を調査し、水質の 判定を行うもので、市内 の小・中学生(30人程 度)を対象に、県職員や 小中学校教諭の協力を得 て実施。

公民館環境問題講座

平成8年度~

- ・ 公民館と環境保全担当が共催で、公民館講座 のなかで環境問題に関する講座を開講。
- ・ 「環境を考える講座」、「サイエンス・トピックス講座」、「芦屋川カレッジ」等

環境フォーラムの開催

・ 環境月間に「震災・環境」を主題としたフォー ラムを開催

平成7年度 「大震災と環境保護」参加41名 平成8年度 「震災と環境」 参加52名

親子自然教育等

平成7年度~

・ 児童センターでは、野外で自然に直接触れながら、動・植物の観察・採集・実験を行い、植生や生態系を学ぶことによって、環境保全の大切さや自然のすばらしさを親子で体験する「親子自然教室」を毎年開催し、100人以上400人近くの参加を得ている。

平成 13 年度~

・ 環境保全担当では、星空を通じて大気環境保全への意識を高めてもらうため、 「親子星空観察会」を「芦屋星を観る会」の協力を得て、夏休みに実施してい る。(13年度8組、14年度4組、15年度12組)

啓発用ビデオ作成及び貸し出し

・ 平成7年度に、山から海までの動・植物を紹介し、芦屋の自然を映像で捉え、市民に環境の現状を知ってもらい、環境の大切さを認識してもらうために、啓発用ビデオを貸し出している。

対策 つづき

啓発用ビデオ作成及び貸し出し

・ 「芦屋の自然」をはじめ、「守ってますか?ルールとマナー」、「あなたにだってできること~作ろう、リサイクルの輪」などのビデオを啓発用に貸し出し。

環境パネル展

平成7年度

・ 毎年 6 月の環境月間に地球温暖化等 の環境問題をテーマにした環境パネ ル展を実施し、啓発を行っている。

環境学習

平成7年度~

・ 各教科や総合的な学習の時間で身近 な環境問題についての学習を行う。 (芦屋川の調査等)

「住みよい芦屋をつくる」ポスター展

・ 「リサイクル」・「自然環境の保護」についてのポスター展を芦屋市 民センター空中通路において実施。

クリーン作戦、リサイクル運動

平成7年度~

- ・ 中学校の生徒会を中心にして、クリーン作戦や廃品回収を行う。
- ・ 小学校では年2回、保護者と協力し てクリーン作戦を行う。

課題

自然学校、修学旅行 平成7年度~

・自然や環境について調べ、学習する。

- ・ 水生生物調査で、小学生低学年にも理解してもらうための研究。
- ・ 環境計画推進事業における市民参画で取り組みを再検討。
- ・ 市民・事業者・行政の環境ネットワークの構築
- ・ 家庭や地域と連携してリサイクル意識や省エネルギーについて考え、実践的に取り組む工夫を生み出す。(実践的環境学習の推進)
- ・ コミスクや学校との連携強化
- · ごみ出し等の身近なマナーやテーマから、地球環境について考えることが出来るよう学習環境を整える。

(具体的施策)

環境ボランティアの

育成支援

・ より良い環境づく りを支える環境ボ ランティアの育 成・支援策を考え る。

環境ボランティアの育成・支援

平成7年度~

- ・ 市民団体が実施するアースデー芦屋(エコフェスタ 2000 に名称変更)に市も参加、環境問題、リサイク ルの啓発を進めるとともに、自然保護団体「芦屋川に 魚を増やそう会」の主催事業に協力をして、芦屋川で のアマゴの放流やホタルの観察会の支援をしてきた。
- ・ エコクラブの登録団体「グリーンキッズ」は、毎年、 小学生を中心に市が窓口となり、環境問題に取り組ん でいる。
- ・ 打出浜小学校において、ボランティアや保護者、地域 の協力を得てビオトープを作成。

対策

懇話会からの一言

環境問題への取り組みは、環境ボラン ティアに止めず、まちづくり全体の課題 と捉えた人的なネットワークが必要

(具体的施策)

リサイクル社会に向けて広報・普及

・ 市民・事業者における省資源化、 リサイクル化、廃棄物の減量化を 推進するための啓発活動をさらに 強化する。

リサイクル推進会議

ゴミの減量化、再資源化について協議

5R生活推進会議

・ ゴミの減量化、再資源化について協議

対策

「すみよい芦屋をつくる」ポスター展

課題

市民主体のリサイクル展の 開催などの参画をデザイン する。

(具体的施策)

有効資源の回収事業等の充実

有効資源の回収事業の充実、廃棄物の再生、再利用の促進、再生品の使用促進等を推進する。

対策

ペットボトル資源化減容

・ 排出されたペットボトルを選別後に機械により減容化し資源化する。

不燃物選別業務

・ 排出されたビン、缶、その他不燃ガラス選別等により、白ビン、茶ビン、その他ビン、アルミ缶、白缶、くず鉄等を資源化する。

粗大ゴミの有料化

平成 13 年 10 月から粗大ゴミを有料化 し、ゴミの減量化、資源化を図る。

紙類等の資源化

・ 平成 16年4月から紙類等の回収を実施 し、資源化を図る。

課題

・ ペットボトルは浸透 したが、それ以外の トレーその他のプラ スチック製容器の回 収に工夫が必要



(3) 震災廃棄物処理の推進

震災により倒壊した家屋等から発生するガレキ等の早期処分や最終処分地の安定 的確保を図る。

(具体的施策)

震災廃棄物処理の推進

- ・ 震災による倒壊家屋から排出される廃棄物については多様な方法を導入し、迅速・適正処理を図る。
- ・ 廃棄物の最終処理は、 大阪湾圏域広域処理事 業等により推進する。

対策

災害廃棄物処理事業

平成7年度完了

- ・ 震災により排出された廃棄物の処理(破砕・焼却)
- ・ 解体証明書の発行は現在も継続

課題

・ ゴミ収集が、順次、民間委託化され ているが、災害時対応の観点からゴ ミ収集車のあり方を含め、職員と車 の体制を再検討する必要がある。



8.健康づくりの推進

(1) スポーツ・レクリエーションの充実

災害発生時の助け合い、協力の基盤となる住民相互の交流が盛んな地域社会の形成を図るための一つの仕組みづくりとして、また、高齢社会に向けて、市民の生涯にわたる自らの健康づくりのために、様々な場所においてスポーツ・レクリエーション活動等の機会を創出するとともに、活動の基盤となる施設の整備をおこなう。

(具体的施策)

多様なスポーツ・レクリエーション機会の提供

- ・ 「スポーツ・フォア・オール計画」に基づき、生涯スポーツを推進するため、全て の市民が年齢やライフスタイルに応じて、スポーツ・リクリエーション活動を楽し めるように、軽スポーツの普及やスポーツ・リクリエーション大会の開催など、多 様な機会の提供に努める。
- ・ 「国際チャレンジデー」への参加など、内外を対象とするスポーツ・レクリエーション大会を通して、市民交流や国際交流を推進する。

対策

仮設住宅ふれあいセンター出前隊

平成 7~10 年度

・ 軽スポーツや健康体操の出前講座として、仮設住宅が撤去されるまで、要請に応じて お連者を派遣した。

アクティブスポーツ人宣言

平成8年度

・ 自らが宣言する次の健康につながる3条件、 週2日以上の定期実施、 汗ばむぐらいの運動、 30分間以上、に対し、宣言バッチと認定証を授与する事業で、約2、000人が宣言、震災後の運動・スポーツの大切であることをPRした。

スポーツクラブの設置

平成 12 年度~

・ スポーツクラブ 21 ひょうご事業は、平成 12 年度 1 クラブ設立を皮切りに平成 15 年度末に 9 クラブが全域に設立した。今後は「多種目、多世代、多目的、住民による自主運営」の基盤が築けるよう、推進委員会が中心となってビジョンに基づく育成を図る。

芦屋市スポーツ振興基本計画の策定

平成 14 年度

・ 「スポーツ活動に関する市民意識調査」を実施し、その結果を踏まえ、平成 15 年 3 月に芦屋市スポーツ振興基本計画を策定した。

障害者とのふれあい市民運動会

- ・ スポーツを通じて障害者(児)の健康保持機能回復及び親睦を図るとともに、一般市民との交流により障害者(児)に対する理解を深めることを目的として開催。
- ・ 主催:障害者とのふれあい市民運動会実行委員会

コミュニティスポーツ3種目交流大会市民体育祭

・ コミュニティスクールなどのコミュニティーの復興が早く、それぞれの地域で独自 のスポーツ交流が行われ、行政はその支援を行った。

スポーツフォーエブリワン

- 週1回以上のスポーツ実施率が66%(現在56%)になることを目指す。
- ・ 市民がつくるクラブの実現のため、市民のクラブ加入率 40% (現在 29%) を目指す。

ハードウェア

- ・ 地域コミュニティの核として学校体育施設の開放率を上げる。
- ・ スポーツ施設でのプログラムの充実
- ・ 人が安全、快適に歩くことができるウォーキング環境の整備

ソフトウェア

- ・ 地域スポーツクラブの設立を目指す
- ・ 各ライフステージに応じたプログラム、交流会、競技会の内容充実
- ・ 青少年のスポーツプログラムの充実

ヒューマン (人的資源)

- ・ スポーツ指導者やスポーツリーダー、スポーツボランティアの養成と資質向 上を目的とした講習会の実施
- ・ 各スポーツ有資格者の発掘と派遣システムの確立
- ・ のじぎく兵庫国体に向けてのボランティアの育成

スポーツ・フォア・オール計画の推進

平成 15 年度~

・ 市民一人ひとりがそれぞれの年齢や体力、目的や好みに応じて、いつでも何処で も、気軽に運動・スポーツを継続して実施できるように各種事業を展開、今後はも う少し個々に視点を置き「スポーツ・フォー・エブリワン」を目指す。

(具体的施策)

スポーツ団体の交流促進

・ 各種スポーツ・レクリエーション団体・グループ等の育成を図ると ともに、講習会や普及活動を通じて体育指導リーダーの要請を図 る。さらにグループ相互の交流を図る。

対策

スポーツ指導者養成講座

- ・ スポーツリーダーやスポーツボランティアを要請する事業であるため 平成 11 年度から「スポーツリーダー認定講習会」に名称変更した。
- ・ 震災後は「健康の大切さ」をテーマに講習会を実施

スポーツリーダー等研修会

市内に点在する指導者やスポーツリーダー、スポーツボランティアが それぞれに課題を持ち寄って実施する研修会

スポーツ講習会

・ ニュースポーツを中心に市民講座を開催してきたが、現在では競技スポーツ推進事業、ニュースポーツ・レクリエーション市民啓発事業、まちかどスポーツ広場、体力測定会と健康・体力相談、ウォーキング講座などを開催し、それぞれの市民のニーズに合わせた事業を展開

課題

スポーツ団体や指導者をつ なぐネットワーク的な組織 づくりの検討

(具体的施策)

既存スポーツ・レクリエーション施設の復旧整備

- ・ 体育館、青少年センター、川西運動場等の既存スポーツ施設の復旧を図り、建物に ついては耐震性を高めるとともに、災害発生時の地区防災拠点を兼ねる。
- ・ 青少年野外活動センターの復旧整備を図り、自然や生き物に親しむ環境の創出を図る。
- ・ 高齢者や障害者のみならず、すべての市民が生活空間のなかで自らの健康をつく り、多様な世代がふれあい、交流の場となる公園・緑地の復旧整備を図る。

対策

体育館・青少年センターの復旧

平成 7~9年度 平成 9年 10月 5日再開

体育館・青少年センターの復旧

平成7~9年度平成9年10月5日再開

川西運動場、市民プール、海浜公園プール等の復旧

平成 7~11 年度

平成 10年 12月 1日 川西運動場

平成11年4月1日 中央公園・芝生広場

課題

- 体育館・青少年センターの東側部分の耐震化
- ・ 青少年野外活動センターの復旧整備

(具体的施策)

(仮称)総合スポーツセンターの整備

本市にふさわしいスポーツを中心 とした新しいコミュニティの場づ くりとして、総合的な拠点づくり を行う。

対策

平成 10 年度

総合公園建設計画に変更

(2)保健・医療の充実

自らの健康は自らがつくるという健康観の普及・推進、その健康づくりを支援する保健・医療機能の充実を図る。

(具体的施策)

健康づくりの普及・啓発

- ・ 高齢化社会に向けて、自ら の健康は自らがつくるとい う健康観について、保健セ ンターを中心に医療・福祉 機関と連携し、健康づくり 方法の情報提供等を通して 実践活動の普及・啓発につ とめる。
- ・ 市民の自主的な健康づくり 対策 を促進する地域組織を育成 対策 するため、保健・医療機関 と福祉、スポーツ等の各種 団体と連携し、ネットワークづくりに努める。当地域 組織は、災害発生時の助け 合い活動等の基盤づくりを 兼ねる。

健康・福祉フェア

・ 県健康福祉事務所・医師会・歯科医師会・ 薬剤師会・いずみ会・栄養士会・看護協 会・社会福祉協議会及び市で実行委員会を 組織し、「健康・福祉フェア」を開催し、 健康づくりやその他情報提供に努める。

健康大学の開講

・ 健康・医療等の知識の普及のため「あしや 健康大学」(講師:医師会の医師等)を開 講

市民健康診査及び健康相談

・ 市民健康診査(巡回を含む)、老人健康診 査(65歳以上)や健康チェックと各種ガン検診の実施

母子保健事業

・ 4ヶ月、1歳、1歳6ヶ月、3歳児健診の実施及び妊産婦・新生児訪問指導やプレおや 教室等の開催

(具体的施策)

保健・医療・福祉連携による地域の健康づくり

・ 保健センターが防災生活圏における医療・福祉の 機関やボランティアと連携して、地域住民の健康 増進・疾病予防に努める体制の確立を図る。

対策

保健センター設備整備事業

保健センター機能の充実を図るため、胸部・胃部 X 線撮影装置の更新、骨粗しょう症診断装置の整備

課題

保健センターの施設整備

・ 施設の拡張とエレベーターの設置

休日救急医療の整備

・ 休日における急病患者の第一次応急診療業務を在宅当番医制から(仮称)保健福祉総合センターでの応急診療業務に切り替え、休日救急医療の整備を図る。

対策

休日応急診療所の開設

平成9年度~ 芦屋市立休日応急診療所開設

救急医療体制の推進

平成9年度~

- ・ 救急体制の整備
- 一次救急 医師会の協力の下休日救急診療 所、在宅輪番制及び南芦屋浜病 院で対応
- ・ 二次救急 尼崎市、西宮市と本市の3市で 病院群輪番制で実施
- ・ 三次救急 兵庫医科大学が担当
- ・ 市立芦屋病院が救急指定病院を受ける。

(具体的施策)

市立芦屋病院の医療機能の充実

・ 市立芦屋病院を地域の中核病院と して機能拡充を図るとともに、災 害発生時の後方医療機関として位 置付ける。

市立芦屋病院の機能拡充

平成 10 年度

二次救急指定告示を受ける。

平成 11 年度

- SPD(在庫管理)の導入
 - 平成 12 年度
 - オーダリングシステムの導入

平成 15 年度

医療機能評価認定病院に指定される 市立芦屋病院のあり方検討委員会の 設置 ______

課題

- ・ 夜間の小児科救急医療体制の整備(小児科医不足)
- ・ 市立芦屋病院のあり方検討委員会の答申の実 現と財政構造の改善

地域の皆さん、特に患者さんから「芦屋病院」は 何を望まれているのでしょうか。そのことが明らか になることと改善の方向性が一致する必要がありま す。(地域の意向調査)

対策

懇話会からの一言

9. 社会福祉の充実

(1)被災者の生活再建支援

震災により生活の自立が困難な被災者や遺児への生活支援を行う。

対策

(具体的施策)

生活再建支援

・ 震災によって生活の自 立が困難な世帯に対し て、生活相談を通じて 各種貸付制度等による 自立支援を行う。

義援金第一次配分(兵庫県)

平成6年度

- 震災により住家が全半壊した被災者に配分し
- 全壊 10万 半壊 5万円

第一次義援金配分(日赤)

平成7年度

全壊・半壊 10 万円

第二次義援金配分(日赤)

平成7年度

要援護家庭激励金、住宅助成30万円

第三次義援金配分(日赤)

平成8~9年度

所得制限 650 万円以下の生活支援金、当初 10 万 円、追加5万円

災害弔慰金支給

平成7~8年度

震災により死亡したその遺族に支給、生計を維 持していた場合 500 万円、その他 250 万円。

災害援護資金貸付

平成6~7年度

震災により住家が全壊、または半壊取り壊しの 被害を受けた世帯に貸し付け(2、797件、 6.694.100 千円)

災害援護資金貸付金償還事務

平成 12 年度~

平成 16年 1月末現在、償還額 5,101,401 千円、 償還率 76.21%



- 震災により増加した他の経済的負担と10年という時間が償還能力を大きく 左右している。
- ・破産、免責は償還免除の対象になるよう国に働きかける必要がある。
- ・ 償還困難者には償還期間の延長が望まれる。



震災遺児激励金の支給

・ 芦屋市社会福祉「友 愛」基金を活用し、 震災遺児に対して就 学激励金を支給す る。

対策

震災遺児就学激励金支給事業

平成7年度

・ 震災により両親または父母の一方を失った児 童生徒に対し就学激励金を支給する。

> 小・中学生 10,000 / 月 高校生 15,000 / 月

現在4名の児童生徒が受給中。

(具体的施策)

ケア付き仮設住宅の運営

・ ケア付き仮設住宅入 居中の要介護者に対 し、24 時間体制で職 員を配置し介護サー ビスを実施する。

対策

ケア付き仮設住宅の運営

平成6年度~

- ・ 呉川町 3 棟 42 戸で 24 時間ケア、芦屋大学 8 棟で日中の派遣ケアを実施。
- ・ ケア付き仮設住宅入居中の要介護者に対し、 24 時間職員を配置し、介護サービスを提供す る。
- ・ 要介護者のケアをするためには、介護の知識・経験を持った者を確保する必要があるため社会福祉法人に対して「要介護者仮設住宅」運営のため、24 時間、365 日対応できるよう職員の確保を要請。

平成 10 年度

・ ケア付き仮設入居者の福祉施設・災害公営住 宅等への入居、自宅再建等により、平成 10 年 5 6月を持ってケア付き仮設住宅を閉鎖。

課題

- ・ ケア付き仮設住宅の運営により、高齢者や障害者等社会的弱者で援護を必要とする人たちのケアを行ったが、生活援助内容が多岐にわたっており、 保健センター等他機関との連携が必要である。
- ・ ケア付き仮設住宅の機能は必要であり、精神的な安定を確保するうえで大きな意義をもった取り組みであるが、専門的職員の確保と体制の確立が課題となる。

(2) 高齢者の能力の活用

○ 高齢者が長年蓄積してきた経験、技能、知識等の能力を生かし、生涯にわたって社会に貢献し参加できる機会を確保し、高齢者が地域社会に参加できる仕組みづくりをすすめる。

(具体的施策)

高齢者の生きがいづくり支援

- ・ 高齢者が進んで生涯学習等の ボランティア指導者等になっ て社会に関わるなど、長年蓄 積してきた経験、技能、知識 等の能力を生かす機会の提供 を図る。
- ・ 高齢者の地域スポーツ・リク 対策 リエーション活動への参画を 促し、地域の幅広い年齢層の 交流促進を図る。

老人クラブ助成

高齢者スポーツ大会

高齢者バス運賃助成事業

・ 高齢者の地域スポーツ・レクリエーション活動への参画を促し、地域の幅広い年齢層との交流促進を図る。

芦屋川カレッジ

・ 60 歳以上の市民に学習の機会を提供 し、知識・技能の向上、活発な交流を 図ることにより地域のリーダーの資質 向上に努めた。

課題

芦屋川セカンドカレッジ

芦屋川カレッジの卒業生を対象とし、 知識・技能の向上、活発な交流を図る ことにより地域のリーダーの資質向上 に努めた。

公民館講座

平成7年度~

・ 高齢者にも対応した公民館講座を実施 し、知識・技能の向上、活発な交流を 図ることにより、地域のリーダーとし ての資質向上に努めた。

生涯学習の推進

コミュニティスクール活動の充実

全国生涯学習フェスティバル

平成 10 年度

「国際俳句フェスタ」を開催

・ 一人暮らし高齢者等で、家 に閉じこもりがちな者への 支援が必要、平成 12 年度 から制度化した「生きがい 活動支援事業」を継続す る。

- ・ 芦屋川カレッジにおいて多様な講座を展開するとともに、係活動も実施し、知識や技能を身に付けるだけでなく人間関係を深めることが出来るよう支援していく。
- 芦屋川セカンドカレッジでは、より高度な知識等を習得していただき地域のリーダーとして活動できるよう支援する。
- ・ 高齢者が経験・技能・知識 等の能力を生かしたボラン ティア指導者等になっても らうための機会提供

(3) 社会福祉制度の充実

○ 高齢化社会の一層の進展とともに、在宅ケアを希望する高齢者等の増加が予測される。保健・医療機関との緊密な連携のもとに、高齢者等に対して在宅福祉サービスの充実したまちづくりを、平常時のみならず、災害発生時の対策をかねて推進する。また、在宅ケアに止まらず、高齢者や障害者に対する幅広い支援や、就労女性等への保育支援などの制度の拡充を図る。

(具体的施策)

保健・福祉・医療活動支援情報システムの検討

・ 保健・福祉・医療の連携による総合的なシステムを開発し、誰もが健やかで安心して暮らせるまちづくりを目指すために、健康管理システムの導入・活用、福祉情報管理システムの導入・活用、健康管理システムと福祉情報管理システムの連結などを検討する。

課題

対策

- 個人情報保護との 兼ね合いで各デー タベースの連結
- ・ 福祉制度の変更に 伴い福祉情報が官 民それぞれに分散 する傾向がある。

健康管理システムの導入

健康課で行っている検診データを一元化 するため、システムの導入を実施。

福祉情報管理システムの検討

福祉情報の一元化を目指した検討を行っていたが、介護保険が独立したシステムとなり現段階で検討中である。

懇話会からの一言

個人情報保護に関しては、困難性は高いが、 現在のような縦割りの行政情報管理体制のもと ではより効率的、かつ継続的、総合的な健康・ 福祉・医療サービスの実現は不可能、希望者の みでも結構だから総合データベースの構築を目 指すべきだと考える。

在宅福祉生活圏の形成

- ・ 中学校区を単位として、在宅介護支援センターの整備を図り、在宅ケアを主体とする在宅福祉生活圏の形成を図る。
- ・ 全市域に対するサービス拠点は、(仮称)総合福祉センターとし、保健・福祉・医療・文化交流の機能を持たせる。

対策

在宅介護支援センターの整備

- ・ 中学校区を単位として、在宅介護支援センターの整備を図り、在宅ケアを主体と する在宅福祉生活圏の形成を図る。
- ・ 平成 16 年度、山手中学校区に 1 ヶ所増設 し、2 ヶ所とする。

全市域に対するサービス拠点づくりの検討 平成 12 年度

・ 施設の内容・用途・温泉を利用した施設 等の併設及び規模、民間資本の活用によるPFI法式の手法を含め、財政負担等 について検討を行なったが、早期着工を 延期している。

課題

- ・ 高齢者人口の増加と相談内容の多様 化により、中学校区単位での在宅介 護支援センターの設置では対応困難 が見込まれるため、実態に応じた見 直しを行う。
- ・ (仮称)保健福祉総合センターの着 工は、財政状況が悪化していること から当分の間凍結する。

保健福祉総合センターという新しい箱をつくらなくても、現在までに培ってきた関係者のスキルを集中して発揮できる「センター機能」的な性格の施設があれば、もっと効果的な保健・福祉・医療の連携を図ることが出来る。

新しいことをする時には、新しい箱をつくることばかり考えずに、現有する施設の中でより効率的にサービスを提供できるように工夫すべきではないかと考える。

懇話会からの一言

在宅サービスの充実支援

ホームヘルプ事業

ショートステイ事業

在宅サービス事業

・ ヘルパー派遣を行ない身体介護や家事援助を 行ったり、特別養護老人ホーム等に短期間入 所して日常生活上の世話を受けるショートス テイ、通所しての入浴、食事、訓練を受ける デイサービスの充実を図る。

平成 12 年度

・介護保険制度の導入で高齢者に対する制度が 措置から契約になり、在宅サービスの必要数 及び基盤整備を定めた「芦屋すこやか長寿プラ ン21」に沿って、取り組みを進める。

対策

ホームヘルプサービス

・ 日常生活を営むのに支障がある障害者(児) の家庭に対して、家事援助、身体介護、移動 介護等のためにヘルパー派遣の利用決定を行 う。

~ 平成 14 年度

- ・ 芦屋市ホームヘルプサービス事業 平成 15 年度~
- ・ 支援費制度への移行により対象者拡大
- ・ 精神障害者ホームヘルプサービス事業開始

デイサービス

・ 在宅の身体障害者(児)、知的障害者(児) に対して、訓練等を通じて自立意欲の向上を 図り、生きがいを高めるデイサービスの利用 決定を行う。

平成 7~14 年度

· 措置制度

平成 15 年度 ~

・ 支援費制度への移行により対象者拡大

ショートステイ

・ 身体障害者(児)、知的障害者(児)を介護している家族が、疾 病等の理由により、家庭における介護が出来ない場合に、当該障 害者(児)を一時的に福祉施設等に保護することを決定する。

平成 7~14 年度

• 措置制度

平成 15 年度~

・支援費制度(居宅生活支援費の決定)

対策 つづき

グループホーム

・ 地域での共同生活を希望する障害者に日常生活の援助体制を整え たグループホームの利用決定を行う。

平成 7~14 年度

· 措置制度

平成 15 年度~

- 支援費制度(居宅生活支援費の決定)
- ・ 精神障害者地域生活援助事業 (グループホーム)

福祉給食サービス

平成 7~15 年度

・ 食事の用意をすることが十分に出来ない障害者に栄養の行き届いた食事を提供する。

ホームヘルプサービス

・ 日常生活を営むのに支障がある母子・父子家庭に対して、家事援助、身体介護等のためにヘルパー派遣を行う。

ショートステイ

・ 児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的な事由や、 母子が夫の暴力により緊急一時的に保護を必要とする場合等に、 児童福祉施設等に一定期間、養育・保護を行う。

難病患者等居宅生活支援事業

難病患者等の自立と社会参加を促すため、平成 10 年度からホームヘルプ事業、短期入所事業、日常生活用具給付事業を開始。

課題

・ 精神障害者福祉サービスの充実に 伴い、潜在している対象者の増加 が見込まれるとともに、グループ ホーム、ショートステイともに市 内に受入れ事業所がない。他市と の連携を強化する。

> 施設数に関しては、市の持つ人口規模等に応じて規制があるため、より広域での連携強化が求められている。その場合にも、 的確な個人情報(履歴)管理が、情報保護 とともに重要となる。

懇話会からの一言

地域の放送メディアの活用

・ 在宅の高齢者や障害者の医療・福祉や生涯学習等の多様なニーズに応えるため、 地域の放送メディアの活用 促進を図る。

対策

聴覚障害者等に対する情報支援

- ・ 字幕付きビデオライブラリー、聴覚 障害者に対する字幕付きビデオカセ ットテープの貸し出しを兵庫県聴覚 障害者協会が実施
- ・ 広報チャンネルでの障害者向け情報 番組の字幕スーパーの挿入

視覚障害者等に対する情報支援

平成 14 年度 ~

・ 芦屋市視覚障害者点字・声の広報等発行事業

課題:

・ 特に情報入手が困難な聴覚障害 者に対し、災害時、緊急時にお ける的確な情報支援を図るため の検討

(具体的施策)

長寿社会福祉基金の充実

・ 長寿社会に向けて、 在宅福祉の向上を図 り、高齢者・障害者 等にとって、住みや すい地域社会の実現 に資するため、基金 積立を継続する。

対策

長寿社会福祉基金の充実

平成3年度

長寿社会に向けて、在宅福祉の向上を図り、高齢者・障害者等にとって住みやすい地域社会の実現に資するため、基金積立を継続する。

(具体的施策)

心身障害者(児)歯科診療事業の検討

・ 歯科受診困難な重度心身障害者 (児)の歯科診療の実施につい て、歯科医師会・関係機関と協議 検討する。

課題

心身障害者 (児)歯科診療事業 の検討

・ 具体的な診療施設の問題に ついて市立芦屋病院の歯科 を含めて検討・協議が必要 (現在は未協議)(歯科医 師会から要望あり)

重度障害者特別給付金制度の継続実施

・ 国民年金制度の改正が行われた昭和 57 年 1 月 1 日に 20 歳に達していた外国人等、 現行の年金制度で障害基礎年金を受けることが出来ない重度障害者に対し、特別給 付金を支給する。

対策

重度障害者特別給付金制度

平成7年度

・ 国民年金制度の改正が行われた昭和 57 年 1 月 1 日に 20 歳に達していた外国人等、 現行の年金制度で障害基礎年金を受けることが出来ない重度障害者に対し、特別給 付金を支給する。

平成 16 年度

- ・ 障害基礎年金の2分の1を支給するとともに、国・県に対して法整備を働きかける。
- H14.1 県都市国民年金会議から国に要望
- H15.7 県市長会から知事、県会議長へ要望書
- H15 本市から「県政に対する要望書」提出

課題

- ・ 毎年、「年金の国籍条項を撤廃させる会」から、同施策についての要望がある。
- ・ 県・市折半とし、障害基礎年金の2分の1を支給すること。
- ・ 県へ障害基礎年金の2分の2を支給するよう要求すること。
- ・ 支給対象(障害1級)を国民年金並み(2級)にすることなどを引き続き国・県に働きかける。



保育事業の充実

- ・ 女性の就労形態の多様化 に伴う一時的な保育や保 護者の傷病等による緊 時の保育のための「一 保育」について、保 所育」について、保 が働・職業訓練・就 等の際の「非定型型保 が ・事故・出産等の際 「緊急保育サービス」を 継続実施する。
- ・ 延長保育については、保 育需要を見ながら拡充に ついて検討する。

一時保育事業(非定型、緊急保育サービス事業)

・ 社会的にやむを得ない理由がある場合に私立 さくら保育園で実施(限度12日/月/人・利 用料2,000円/日/人)

延長保育事業

・ 保護者の勤務時間、勤務場所等、真にやむを 得ない理由がある場合には、全保育所で午後7 時まで保育時間を延長。

私立保育所への助成

・ 私立認可保育園(さくら・こばと・あゆみ各保育園)に対する運営経費の助成

ファミリーサポートセンター事業

平成 15 年度

・ 依頼会員と協力会員による相互援助活動。社会福祉協議会に運営委託。

保育所震災復旧事業

平成7年度

- 打出、大東、岩園、緑、新浜各保育所改修及び設備工事
- · 精道保育所復旧工事

保育施設の整備

平成 8~14 年度

· 全保育所内外装改築工事



対策

課題

- · 子育て支援に関するアンケート調査で「一時保育」に対す るニーズが高いことから実施保育所の拡充を検討
- · 子育て支援に関するアンケート調査で「延長保育」に対するニーズが高いことから実施保育所の拡充を検討
- ・ 待機児童の解消のため民間活力の導入による保育所定員の 拡充を図る。

(4) 社会福祉施設の充実

施設福祉が必要な高齢者や障害者等に対して、社会福祉施設の充実を図る。

(具体的施策)

被災福祉施設の早期開設支援

・ 被災した社会福祉施設の早期開設を支援する。建替等にあたっては耐震性の向上を図る。

第2特別養護老人ホーム建設復旧事業 平成9年度

- ・ 被災した社会福祉施設の早期開設を支援する。
- ・ 建替等にあたっては耐震性の向上を図る。

対策

小規模通所援護事業所補助金 (開設費補助) 平成 8 年度

・ 事業を開始する上での最小限必要とする施設整備費(家屋改善費、施設借上げに関する敷金、権利金:家賃3か月相当分)初度調弁費(利用者が共同使用する備品、什器等)を補助する。(限度額1,000千円)

課題

- ・ 第3特別養護老人ホームの整備は、平成12年度から「芦屋すこやか長寿プラン21」に基づいて基盤整備を進める。第4特別養護老人ホームは平成18年度に整備予定
- ・ 本市には法人による障害者福祉施設がないため、毎年養護 学校高等部等を卒業する障害児の受け皿としての通所施設 が不足している。

(具体的施策)

(仮称)保健福祉総合センターの整備

・ 地域に密着した福祉サービス、生涯を通じた健康づくり、生きがいにつながる生涯 学習等の市民サービスを保健・福祉・医療の3分野を有機的に連携させ、総合的な 拠点づくりを行う。

対策

(仮称)保健福祉総合センターの整備の検討

- ・ 地域に密着した福祉サービス、生涯を通じた健康づくり、生きがいにつながる生涯 学習等の市民サービスを保健・福祉・医療の3分野を有機的に連携させて総合的な 拠点づくりを行う。
- ・ 平成 12 年度には、施設の内容・用途・温泉を利用した施設等の併設及び規模、民間資本の活用による P F I 方式の導入を含め、財政負担等について検討を行ない、その結果、財政状況から早期着工は出来ないと判断した。

老人福祉センターの整備

・ 老人福祉センターを(仮称)保健福祉総合センターに設置する。

対策

老人福祉センターの整備の検討

- ・ 老人福祉センターを(仮称)保健福祉総合センターに設置する。
- 平成 12 年度には、施設の内容・用途・温泉を利用した施設等の併設及び規模、民間資本の活用による P F I 方式の導入を含め、財政負担等について検討を行ない、その結果、財政状況から早期着工は出来ないと判断した。

(具体的施策)

身体障害者福祉センターの整備

・ 障害者施策の拠点として、 (仮称)保健福祉総合センタ ーに身体障害者福祉センター を整備する。

対策

身体障害福祉センターの整備の検討

- ・ 障害福祉施策の拠点として、(仮称)保健福祉総合センターに身体障害者福祉センターを設置する。
- ・ 平成 12 年度には、施設の内容・用途・温泉を利用した施設等の併設及び規模、民間資本の活用による P F I 方式の導入を含め、財政負担等について検討を行ない、その結果、財政状況から早期着工は出来ないと判断した。



高齢者のための社会福祉施設の拡充

- ・健康と生きがいづくり及び在宅ケアサービスの相談を目的として、 ふれあいセンターを整備する。拠 点施設については、将来、その機 能を(仮称)保健福祉総合センタ ーへ統合する。
- ・ 高齢者の住みやすい環境づくりを 充実していくため、特別養護老人 ホームの整備を図る。
- ・ 養護老人ホーム「和風園」をプライバシーのある生活の場とするため、居室、個室を増やすとともに、地域交流・地域開放を進めるため、集会室の機能を充実する。

対策

第3特別養護老人ホームの整備

平成 11 年度

・ 特別養護老人ホームの待機者の解消を 図るため、市内で3つ目の特別養護老 人ホームを整備する。

「和風園」でのプライバシーのある生活 の場としての配慮

随時

・ 国の定めた基準により 50 人以上の定員を確保する必要があり、個室を増やすには増設しなければならない。当面は、入居者の希望や空室の状況に応じて、二人部屋をひとりで使用するなど、部屋替え時に配慮している。

平成 13 年度

・ 二人部屋において、プライバシーのある生活の場とするため、1 階部分の各 室に仕切りカーテンを設置した。

「和風園」での地域交流・地域開放の取り組み 平成 7~15 年度

・ 地域交流として春に、朝日ヶ丘ルネッサンス園遊会、夏の盆踊り、秋には創立祭を行い、朝日ヶ丘自治会、白寿会との交流を実施している。

\....課題 \....

- ・ 「和風園」の居室の個室化は構造上 困難なため、空室を利用して対応
- ・ 「和風園」の入所者の高齢化で、地域交流が困難になっている。



(5)福祉インフラの改善

ふれあい市民運動会

災害発生時の避難行動の容易性も考慮し、高齢者や障害者を含めて安全で安心し て暮らせる生活空間の形成に努める。

(具体的施策)

高齢者や障害者が安心して暮らせる都市環境の改善

- ・ 地域のコミュニティ活動の核となる学校教育施設や社会教育施設等をはじめ、歩 道、公園、駅舎等の都市空間において、スロープ、トイレ、ドアなど高齢者や障害 者に配慮した生活空間の整備を図る。
- ・ 兵庫県の福祉のまちづくり重点地区を指定し高齢者、障害者等の意向を盛り込んだ 整備計画に基づき、施設改良を進める。

対策

宮川小学校校舎建替整備事業

平成6~8年度

・ 老朽化した校舎・体育館等の建替整備

福祉のまちづくり重点地区整備事業

平成7年度

・ 震災により全市的被害を受けたため、特に 地区を指定せず全体を考えたまちづくりを 推進。

各幼稚園障害者対策便所整備

平成 8~12 年度

・ 西山、伊勢、小槌、浜風、精道各幼稚園に 身体障害者用便所を整備

JR芦屋駅南口エレベーター設置

平成9年度

JR 芦屋駅南口にエレベーター1 期設置

福祉のまちづくりのための都市施設整備要綱 全面改正

平成 10 年度~

・ 公園整備の祭、スロープ、階段に手すりを設置する等、要綱に基づく整備を行う。

平成 12 年度

・ 平成5年10月に県の「福祉のまちづくり条例」が施行され、建物を新築する手続き・ 審査は、県条例によるため、市の要綱を廃止。

対策 つづき

JR芦屋駅構内エレベーター設置補助

平成 11 年度

JR芦屋駅構内のエレベーター設置補助(2基)

交通安全施設等整備事業

平成 11 年度

高齢者・車椅子等の円滑な通行確保のための 歩車道段差切り下げ等

山手小学校校舎建替整備事業

平成 11~12 年度

ノンステップバス等の導入補助

平成 12 年度

ノンステップバス等の導入補助(毎年1台)

精道中学校障害者対策施設整備

平成 12 年度

エレベーター、階段昇降機、身体障害者用便 所等整備

岩園小学校校舎建替整備事業

平成 12~13 年度

老朽化した校舎を建替整備

課題

浜風小学校障害者対策施設整備

平成13年度

エレベーター、身体障害者用便所等整備

(具体的施策)

高齢者や障害者が暮らしやすい住宅の供給

「基本構想」で

指定された「重

点整備地区」に おける歩道設置

などのバリアフ

リー化事業

交通バリアフリ ー法に基づく歩

道整備は、幅員

2m 以上などが

り、歩道整備に 道路拡幅(用地

買収)が必要と

なる。

規定されてお

- 生涯を通じた安定とゆとりある住生活 を図るために、高齢者や障害者対応仕 様の住宅や多世代同居型住居等を建設 し、多様な住まい方を選択できる住宅 の供給促進に努める。
- ・ 兵庫県の「福祉のまちづくり条例」に 基づき、高齢者や障害者対応のための 住宅の改造費に対して助成する。

住宅改造費助成事業

(福祉のまちづくり事業)

個々の障害の状況に応じて、住 み慣れた住宅で快適な生活を送 ることが出来る住宅環境を整備 するために、既存住宅を改造す ることの費用を助成する。

平成 16 年度 ~

県補助金の住宅改造助成事業が 見直され、介護保険と同様に1 割負担が導入された。(所得制 限額・限度額の引き下げ)

対策

(6)福祉ポランティアの育成 在宅福祉サービスを支援する福祉ポランティアを育成する。

(具体的施策)

ボランティアの育成・体制整備

福祉ボランティアグループの 育成を図るとともに、リーダ ーの養成に努める。

<mark>ボランティア活動助成事業</mark> 平成 7 年度

・ボランティア活動に対する住民の関心を高め、活動にあたって必要な援助を行うことにより、ボランティア活動に参加しやすい体制の整備に努める。

対策

課題

- 潜在ボランティアの発掘とコーディネートの仕組みづくり
- 福祉分野に止まらず幅広く活動できる ボランティア活動のネットワークづく リ



10.市民文化の復興

(1) 市民の文化的資源となる住宅地景観の復興 市民が永年にわたって築き上げてきた文化的資源である美しい景観を有した住宅 地の復興を進める。

(具体的施策)

景観デザイン・ガイドラインの活用

・ 住宅建替者に対するまちなみ景観 デザイン・ガイドラインを活用 し、良好は住宅地環境の形成に努 める。

対策

<mark>景観施策の普及・啓発事業</mark> 平成 8 年度

パンフレット作成

- 「緑ゆたかな美しい景観をめざして」(大規模建築物等届出制度のあらましと景観ガイドライン)
- ・ 緑ゆたかな美しい芦屋の景観をめざ して(芦屋市都市景観条例のあらま し)
- ふたたび緑ゆたかな美しい芦屋の景 観をめざして(戸建住宅のちょっと した景観への配慮集)

大規模建築物等の届出制度

・ 大規模建築物等の届出は 423 件、南 芦屋浜景観地区内の建築物等の届出 は 83 件あり、115 件については景観 アドバイザー会議 (75 回)で助言や 指導を受けまちなみ景観の向上に努 める。(平成 16年 3 月)

初動期に個人所有の文 化資源が散逸したとのこ とについては、残念。繰 り返すことのないように 改善を。

懇話会からの一言

他市には見られない整ったまちな み景観は芦屋の大切な文化であり、 財産。市民を含む全体で守り育てる 仕掛けづくりを期待する。

懇話会からの一言

景観法整備面はきわめて重要。これからは、守る景観から、育てる(創造する)景観を念頭に市民と協働して取り組んで欲しい。その意味からの「庭園都市宣言」は重要な役割を果たす可能性がある。

懇話会からの一言

(2) 市民文化の復興

文化活動の拠点としての社会教育・文化施設の復旧を図り、市民文化の復興を図る。

(具体的施策)

文化・芸術活動の充実

- ・ 芦屋市文化振興財団と連携し、内容豊かな文化情報を市民へ提供し、市民が文化・芸術に触れるとを拡大するとともに、文化・芸術関係の団主的な文化・芸術団体の育成やな文化・芸術団体の育成やその指導者の育成に努める。
- 市民のふるさとづくりとして、三大まつりの振興を図る。

市民文化活動の情報提供

- ・ 市民の文化活動に資するよう芸術・文化情報 を当市のみならず広く紹介する。
- ・ 神戸市(こうべC情報5万部)、兵庫県(すずかけ2万部)、広域(事業案内約1万部)

市民文化活動の支援

・ 国(芸術文化振興基金)及び自治体(県芸術 文化振興活動補助金)等が助成する文化活動 の周知支援を図り、広く市民の芸術・文化活 動を支援する。

文化行政活動の充実

・ (財) 芦屋市文化振興財団と連携を図り、多 様化する住民ニーズに即応した各種文化事業 に努める。

芸術文化活動の助成及び顕彰

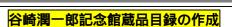
平成3年度~

・ 市民及び市内の団体または個人で営利を目的 としていない団体に助成するとともに顕彰し 表彰する。

谷崎潤一郎記念館の管理運営

谷崎潤一郎受賞記念文化事業

・ 谷崎潤一郎受賞者を招き講演会を実施。谷崎 潤一郎記念館の活性化と谷崎文学研究の拠点 として文化振興に寄与する。



~ 平成 16 年度

・谷崎潤一郎記念館が所蔵している館蔵品を整理 し、目録を作成する。(同、財団委託)

谷崎潤一郎に関する資料の収集。整理・展示事業

・ 谷崎潤一郎に関する資料を収集・整理し、展 示する(同・財団委託)



谷崎潤一郎及び記念館に関する資料等の出版事業

・ 谷崎潤一郎及び記念館に関する資料を出版する。(同・財団委託)

谷崎潤一郎記念館開館 10 周年記念式典 平成 10 年度

・ 谷崎潤一郎記念館開館 10 周年の記念式典を開催する

谷崎潤一郎記念館設備改善

平成 11 年度

・谷崎潤一郎記念館空調設備取替工事

富田砕花顕彰事業

平成 2~15 年度

・富田砕花賞受賞事業を開催

富田砕花顕彰事業管理委託

・富田砕花居宅の管理業務及び資料目録刊行。 (同・財団委託)

美術博物館管理運営

- ・ 美術博物館の維持・管理運営(同・財団委託)
- 美術博物館展示室他、塗装工事、空調機等補 修工事を行う。

美術博物館展示等委託業務

・ 常設展・特別展などの開催(同・財団委託)

教育普及活動委託事業

・ 美術に関する教育活動を実施し、普及を図る。(同・財団委託)

公募展

市展、童美展などの公募展の開催(同・財団 委託)

美術博物館美術品の収集

平成 13 年度~凍結

美術博物館開館 10 周年記念事業

· 美術博物館開館 10 周年記念事業として展覧会 を開催





おしゃべり音楽会(TATAMIサロン)

平成7年度~

・ 毎月、地域の音楽家を招き、音楽会を行う。

常設展示事業・公民館ギャラリー

平成7年度~

・ テーマを設定した常設展示事業を行ったり、 市民の学習成果の発表の場として、公民館ギャラリーを提供。

|<mark>芦屋三大まつりの開催</mark> | コミュニティづくけース

地域でのコミュニティづくり、ふるさとづく りのために三大まつり(さくらまつり・サマ ーカーニバル・秋まつり)を開催。

財政状況の悪化にともない以下のことが主要な課題

- ・ 文化行政のあり方についての再検討
- ・ 文化活動団体への助成の範囲や顕彰制度の見直し
- ・ 谷崎潤一郎記念館・美術博物館の管理運営に民間活力の導入
- ・ 三大まつりの継続と資金問題

文化行政の存続に関しては、市民 の参画と協働が命綱である。運営の あり方についてはコンペ等参加の仕 掛けから創りあげていくべき。

課題

文化施設を市が保有している ことの意味を良く考えて欲し い。手放すと二度は持てない。

懇話会からの一言

懇話会からの一言

美術博物館の存廃に関する検討委員会を設置し、多くの関係者による「存続に向けた方法論」から掘り下げて検討する責任が行政にも市民にもあるのではないか。

懇話会からの一言

芦屋市では人的文化資源 を集約する必要がある。

懇話会からの一言

むしろ、活用方法に問題 があるのではないか。

懇話会からの一言

しそう森林王国との交流

・ 平成6年度から進められている芦屋サマーカーニバルやあしや秋まつり等におけるしそう森林王国(兵庫県宍粟郡)との交流を市民レベルで実施する。

しそう森林王国との交流

・ 芦屋市で開催する三大まつりに、文化イベントや観光物産展への参加により、しそう森林王国との交流を図る。

平成 8~15 年度

- ・ あしや三大まつり(さくら・サマー・秋)物 産展
- ・ 芦屋カヌー体験交流会
- ・ しそう雪遊び体験交流会
- ・ しそう自然体験交流会
- ・ しそう探訪ツアー
- ・ しそう森林の祭典への参加

対策

市民レベルでの交流に際しては交流プログラムを見直し、市民団体とともに地域イベントを実施する。

課題

(3) 文化環境の整備

既存の景観資源や文化・芸術施設を核として、あたらしい市民文化の創造につながる文化的基盤を強化する。

(具体的施策)

文化施設の復興

・ 被災した文化施設や歴 史・文化的遺産の復旧 を図るとともに、建築 物については耐震性の 向上を図る。

谷崎潤一郎記念館の復旧

平成7~8年度

震災で被災した谷崎潤一郎記念館の復旧工事

富田砕花旧居災害復旧工事

平成7年度

震災で被災した富田砕花旧居の復旧工事

美術博物館の復旧

平成7年度

震災で被災した美術博物館の復旧工事(平成7 年7月15日再開)

市民センターの耐震性の向上、大規模改修

課題

対策

文化環境基盤となる景観軸の形成

・ 防災緑地軸を自然環境の拡充にとどめず、デザイン、色彩に配慮した景観軸として 形成を図るとともに、景観形成地区との緑のネットワーク化を図る。

地域中心核における行政・文化・芸術機能の拡充

・ 防災緑地軸の一つである芦屋川緑地文化軸を一層自然環境ゆたかな景観軸に育てる とともに、地域中心核とその周辺部において、芦屋川緑地文化軸と一体となった行 政・文化・芸術機能の複合したゾーンは、潤いとゆとりのある空間として創出す る。

対策

芦屋市景観形成基本計画

平成8年度

・ 景観形成における基本理念と施策の方向を示すとともに、施策の実現のための指針として、平成8年11月に芦屋市景観形成基本計画を作成した。

<u>芦屋川左岸線・右岸線・宮川線の街路樹</u> 平成8年度

・ 芦屋川左岸線・右岸線の街路樹の補植

芦屋川緑地軸と一体となった 行政・文化・芸術機能の 複合ゾーン形成の必要性に

課題

ついて再検討



(4) 国際交流活動の充実

外国籍の市民にも安心して生活できる環境整備が必要であるとともに、内外に誇れる芦屋として、国際交流事業の一層の充実を図る。

(具体的施策)

外国人への案内標示等の充実

・ 外国語による案内・標示板の 整備など、外国人の住みやす い生活環境の整備を図る。 対策

英語版防災のしおり

平成9年度

・ 防災対策課が発行した「防災の しおり」の英訳版の発行

芦屋市サイン計画

・ 道路交通の安全と円滑を図ると ともに、案内・誘導機能を向上 するサインの設置(車両系 36 基・歩行者系 39 基)

平成9年度

・車両系サイン 11 基設置

(具体的施策)

外国籍市民への支援と交流

- ・ 生活情報提供として「ニュー ズレター」、「アシヤガイド ブック」、「英文市内地図」 を発行する。
- ・ 日本語講座や生活相談を実施 するとともに、在住外国人と のネットワークづくりにつと める。

対策

アシヤニューズレターの発行

平成5年度~

・ 広報芦屋の英訳版

芦屋市英字ガイドブックの作成

平成 10・15 年度

・ 市内地図、イベント、ゴミ、避難所等の情報の英訳版

英字版地震災害情報誌アースクエークレリーフニューズの発行

平成7~8年度

・ 震災時に外国人避難者を対象にした「広報あしや地震災害情報紙」(英語版)

国際交流協会の活動の場を外国人同士、あるいは外国人との交流の場として活用していく(ネットワークづくり)



在住外国人相談事業

平成5年度

市内在住の外国人の相談窓口

国際交流の充実

・芦屋市国際交流協会と 連携して、国際フォーラムや世界に発信する国際 シンポジウムの開催、海 外友好姉妹都市等との交 流や海外青年協力隊の派 遣などの国際貢献活動を 促進する。

国際シンポジウムの開催

平成 5・9・12 年度

・ 市民の国際意識の高揚及び世界に発信する事業 として開催。

対策

課題

モンテベロ市訪問

平成8・13年度

姉妹都市モンテベロ市と提携し、5年ごとに相互 訪問

モンテベロ市との交換学生 昭和 39 年度 ~

・ 交換学生事業として相互に学生を2名ずつ派遣

モンテベロ市役所「震災写真展」開催 平成8年度

・ モンテベロ市市庁舎内で、「芦屋市震災写真展」を開催

モンテベロ市との交流 について、とりわけ交

換学生事業について は、時代の流れととも に、新しいメニューを 取り入れるなどの工夫 が必要。

「芦屋市青年海外ワーク隊」フィリピン派遣

平成6・8~10年度

・ 国際協力の立場から、フィリピンの被災地支援 に簡易住宅建設のため団員を募集して派遣

平成 11 年度

フィリピンの小学校でリコーダー指導(PSP事業:フィリピン・スクール・プロジェクト)として継続

(具体的施策)

国際交流センターの建設

・ 国際交流活動の拠点と なる国際交流センター の建設を検討する。

国際交流センターの建設

第3次総合計画策定時に中止決定

あたらしい箱を用意せずと も、既設の施設の中でもセンター機能の創出は可能である。 是非、前向きな取り組みを!

懇話会からの一言

対策

11. 生涯学習の充実

(1) 生涯学習推進体制の整備

コミュニティ活動を活発化していくために、また高齢化、定住化等の社会の潮流に対して、市民の生涯学習を一層推進する。さらに、コミュニティ活動を自主的な組織として育成するために生涯学習の民間指導者の養成を行う。

(具体的施策)

生涯学習の広報・普及

・ 生涯学習を活発化するため の広報を行い、啓発に努め る。

生涯学習団体の連携・交流促進

・ 生涯学習団体・グループの 連携を図り、相互交流を促 進し、市民交流の盛んな地 域社会の形成を図る。ま た、災害発生時において、 相互支援の基盤となる体制 づくりにつとめる。

生涯学習ボランティアの育成

- 生涯学習ボランティアグル ープの育成を図るととも に、リーダーの養成につと める。
- ・ 各種の技能や知識をもって おり、指導することに熱意 のある市内在住の有識者に よる「芦屋人材バンク」の 設立を検討する。

生涯学習の広報

平成 13~15 年度

- ・ 市ホームページでの広報(文化振興財団で実施)
- ・ 広報あしや「教育ページ」による広報

個人学習の推進

平成9年度~

・ 図書館資料を検索するためのパソコン通 信サービスの実施

コミュニティスクール活動の充実

・ 各コミュニティスクール、コミュニティ スクール連絡協議会に補助金を支給

学習情報の提供と相談・グループ育成事業 平成7年度

・ 市民に様々な学習情報を提供したり、相談に応じる。また、受講生に対してはグループ結成に向けての助言を行った。「にほんごがっきゅう」、「健康山歩き講座」、「パソコン講座」においては受講生を講師として活用。

対策

ボランティアによる図書館活動の充実

平成9年度~

図書館ボランティアによるライブラリー コンサートの開催

自主防災組織づくり

平成 12 年度

・ 自主防災組織づくりのための啓発

ポランティア朗読グループRSTによる「谷崎作品朗読会」の開催平成2年度~

朗読グループRSTによる「谷崎作品朗読会」の開催

課題:

各種の技能や知識を持った有識者による「芦屋市 人材パンク」の設立

(2) 生涯学習の支援

市民の多様、かつ高度なニーズに応えた生涯学習を行うとともに、学校教育施設や社会教育施設は、生涯学習を促進するための場として、さらに災害発生時の拠点施設として整備を進める。

(具体的施策)

生涯学習活動の多様化・高度化への対応

- ・ 市民の多様化・高度化する生涯学習 ニーズに応えるための支援を行い、 生涯学習活動の活発化を促進することに努める。
- ・ 生涯学習に関する市民の幅広いニーズや、在宅の高齢者や障害者のニーズに応えるため、有線テレビを利用した生涯学習を創設する。
- ・ 生涯学習の場において、防災意識の 普及・啓発に努める。

芦屋市生涯学習推進基本構想の見直し

平成 14~16年度

• 第2次芦屋市生涯学習推進基本構 想策定

出前講座の実施

平成 12 年度

・ 防災をテーマとした出前講座の実施

有線テレビを利用した生涯学習の検討

・ 社会状況から必要性に欠けると判断した。

防災啓発イベント

平成 8~10 年度

- ・ 各コミスク活動のなかでの防災啓 発の実施
- ・ 防災ウォークラリー・山手幹線を 利用した防災訓練の実施



(具体的施策)

コミュニティ・スクールの継続推進

・ 引き続き、学校開放の促進に努め、コミュニティス クールの活性化を図る。なお、その活動のなかで防 災意識の啓発につとめる。



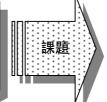
コミュニティスクール活動への支援

防災啓発イベント

(具体的施策)

生涯学習センターの整備

・ 生涯学習活動の拠点と なる生涯学習センター の整備を検討する。



- 生涯学習センターの仕組みづくりに関する検討(協働と参画)
- まちづくりと生涯学習との連携

(3) 男女共生施策の充実 男女共同参画型社会を目指した施策を充実する。

(具体的施策)

女性センターの整備拡充と事業の充実

・ 女性センターを整備拡充し、男女共同参画型社会に向けての啓発事業等の充実を図る。

対策

芦屋市男女共同参画行動計画策定及び見直し

- ・ 男女が互いの人権を尊重し、対等なパートナーとしてその能力と個性を発揮できる社会を築くための取り組みを体系化した計画の策定と進行管理。
- ・ 平成15年3月「第2次行動計画」策定

男女共生に関する開発推進事業

- 男女共同参画社会を実現するための広報紙等による 啓発や情報提供
- ・ 男女共同参画の視点にたった課題別講座等の開催

女性センター通信の発行

・ センター活動の周知や男女共同参画に関する啓発・ 情報提供を目的とした通信を市民ボランティアの企 画、編集協力により発行

女性の就労支援

・ 再就職を目指す女性が専門的技術・知識を身に付けることで、より幅の広い職種や就業条件で再就職するための講座の開催

相談事業

・ 従来型の価値観である「ジェンダー意識」をベース にした生活からくる様々な問題を「男女共同参画」 の視点から専門相談員が助言・情報提供

課題

女性センターの整備拡充

女性センターを拠点とした市民団体の育成・支援

・ 女性センターにおける支援を通して、カウンセラー、保育士等の自主的活動を展開する専門員集団を育成し、当集団を核とした市民団体の育成と支援につとめる。

対策

女性モニター事業(アスパップ・レディ)

平成 7~13 年度

- ・ 行政と市民との距離感を縮め、生活者の視点から行政を考える機会とし、また意思決定に関わる機会の少ない女性の登用を図る。
- ・ 提案件数 327件(行政213件・理念43件・その他71件)

女性センターを拠点とした市民団体の育成支援

・ 女性センター登録団体が「芦屋市男女共同参画 団体協議会」を組織しネットワーク化を図ると ともに団体間の交流を深めるための活動を支援 する。(平成7年度8団体、平成15年度33団 体)

課題

団体育成支援講座の開講

- ・ 市民団体の活動の活性化と団体間の連携を深めるための コーディネートや活動拠点の機能強化
- ・ 市政への関心を高め、地域活動への参加を促進させる女 性リーダー養成のための講座を開講
- ・ アスパップレディ制度の継続活用を検討



12.学校教育の充実

(1)教育環境の整備

学校を防災拠点として位置付けるとともに、それに要する諸施設を整備する。

(具体的施策)

学校施設の防災拠点化

・ 学校施設を地域防災 拠点として位置付 け、井戸及び雨水等 の貯水施設、情報・ 通信、自家発電施 設、厨房設備、災害 用備蓄倉庫の整備等 の防災機能の拡充を 図る。

地域防災拠点整備事業

平成8年度~

- ・ 小学校区へ 100 t 耐震性飲料・消火兼用貯水槽と して設置
- 50 m²防災倉庫の設置及び防災資機材を配備し、防 災機能の整備を図る。

防災用非常備蓄品の整備

平成8年度

・ 小・中・高校の空き教室等を利用して非常備蓄品 を整備

各学校施設防災整備事業

平成 8~13 年度

井戸水の利用

平成 9~11 年度

・ 小槌幼稚園・精道中学校及び山手小学校に雑用水 として利用するための井戸を掘削

避難所としての位置付け

平成 14 年度

・ 防災無線端末機の設置

課題

対策

- ・ 防災教育の継続的な取り組み
- ・ 校区内自主防災組織の連携
- ・ 避難所としての避難経路の確保
- ・ 地域の高齢者対策
- 防災非常備蓄品の数量点検整備

(2) 学校防災教育の充実

学校において、従来からの芸術・文化・スポーツ、遊びに親しむ教育条件の整備が進められていたが、今後は防災教育を充実する。

(具体的施策)

学校防災組織体制の整備

・ 災害発生時の学校、 家庭、地域の防災組 織体制の確立と役割 分担の明確化を図 る。

学校防災教育の推進

- ・ 自然災害などの防災 に関する知識を習得 させるため、防災教 育の手引書を作成す る。
- ・ 災害に備え、防災訓練を通して避難など適切な行動が取れるように指導する。

防災計画書の作成

平成 7~15 年度

・ 年間の防災計画書を作成し、学校・家庭・地域 の防災体制を確立するとともに、その役割分担 の計画化を図る。

学校安全の日の設定

平成 7~15 年度

- ・ 分担ごとの安全点検を行い、常に即応できる体制を作る。
- ・ 学校園において軽微な施設補修を行う。
- ・ 毎年「いのち」を守る安全防災マニュアルの差 し替えを行い、マニュアル整備、確認を行う。

避難訓練(学校防災訓練)の実施

平成 7~15 年度

防災訓練を通して、避難など適切な行動が取れ ■ るように指導する。

課題

対策

- ・ 家庭や地域社会と連携して学校における防災体制の充実を図る。
- ・ 「いのち」を守る安全防災マニュアルの差し替 えの継続
- ・ 新たな防災教育の充実を目指す
- ・ 警察・安全協会・消防との連携と地域の防災拠点としての訓練のあり方の模索



(3) 学校・家庭・地域の連携強化 地域に開かれた学校を推進するために、学校・家庭・地域の連携強化を図る。

対策

(具体的施策)

学校を核とする生活圏の形成

・ 学校を子供から高齢者まで、生涯学習と地域住民の交流の場として活用し、地域に開かれた学校づくりを進め、小学校を核とした防災生活圏の形成に努める。

PTA活動の充実

・ PTA活動の充実を図 り、学校と地域の関係を 深めると共に、住民相互 の交流を深め、災害発生 時の自主的救援活動等の 基盤整備に努める。

地域に開かれた学校づくり

平成7年度~

・ 学校行事等に高齢者を招待して運動会や 生活発表会で交流を行ったり、保護者や 地域の高齢者を講師として児童生徒に授 業を行うなど地域に開かれた学校の創造 を図る。

コミュニティ活動への支援

芦屋市PTA協議会への支援

~ 平成 16 年度

- ・ 芦屋市PTA協議会に補助金を支出
- ・ 担当が会議に出席し連携強化に努める。

課題

コミュニティスクール活動を通じた防 災生活圏の確立を目指す。



13.商業の復興

対策

(1) 商業の復興・活性化

市場、商店街は全般的に震災前から退潮傾向にあり、加えて震災により甚大な被害を受けた。復興にあたっては施設整備に止まらず、商業機能の活性化を図り、魅力ある商業空間へと再編する。

(具体的施策)

商業施設の早期開設支援

・ 被災した商業・サービス業の 早期開設への資金融資支援等 を行う。

商業の活性化支援

- ・ 面的に全半壊の被害を受けた 商業地については、商業活性 化を図るための調査・計画支 援を行う
- ・ 商業者の合意を得られた地区 については、公的制度により 資金助成・融資等の斡旋に努 め、再整備を図る。

芦屋市商業共同施設補助制度 平成7~16年度

- ・ 市内の商店街等において組織する 団体が共同施設を設置または改修 する場合、対象経費が 1,000 万円 以下の時は 0.3、補助対象経費が 1,000 万円を超える時はその額に 0.15 を乗じて得た額に 30 万円を加 えた額を補助する。
- ・ 平成7年度~16年度の間、商業共 同施設災害復旧補助金を除く実績 は3件、2.086千円。

中央地区商店街経営者意向調査 平成9年度

・ 中央地区の 50 商店の経営者から営業の再建計画や,商店街のあり方等 についての意向を聞き取り調査。

・ 活力あるまちなか商店街づく り促進事業による商店街等の 活性化の推進

災害復旧融資制度

平成6・7年度

罹災事業者に対する低率の事業再建資金融資を実施。なお、負担を軽減するため、融資額が500万円以下については信用保証を市が負担。

・ 平成7年2月7日~同12月29日までの取り扱い期間中の融資実績は314件、2,055,100千円。

商業共同施設災害復旧補助金制度 平成7・8年度

- ・ 震災により被災した市内の商店街等に おいて組織する団体が、共同仮設店舗 及びこれに付随する便所・倉庫・事務 所を設置する場合に、その経費の一部を 補助する。
- · 補助実績 5件 14,509千円

商業共同施設補助率の引き上げ

平成 8~12 年度

- ・ 震災により被害を受けた市内の商店街 等において組織する団体が,共同施設を 設置または改修する場合の補助を創設
- ・ 対象経費が 1,000 万円以下の時は 0.5, 補助対象経費が 1,000 万円を超える時 はその額に 0.25 を乗じて得た額に 500 万円を加えた額とし、一般に共同施設 補助よりも厚くした。
- · 補助実績 8件 19.444千円

活力あるまちなか商店街づくり促進事業 平成 14 年度

- ・ 商店街等の空き店舗を活用して行う生 活支援事業に補助金を交付して,商店街 等の活性化を支援する。
- ・ 平成 16 年度までの補助実績は、2 件,1,805 千円。

課題:

商業施設の災害救援システムへの組み入れ

対策

生活協同組合コープ神戸との協定

平成8年度

・ 災害時に物資を調達する必要が生じ た場合に要請

(2) 生活文化を高める商業の振興

○ 現在、JR芦屋駅地区が主たる商業核になっているが、阪神芦屋駅周辺まで 区域を拡大し、本市の地域中心核として,都市機能面や都市空間面で整備を進め、 商業の振興とともに、生活文化を高める。

(具体的施策)

複合機能による新たな生活文化の創造

・ 地域中心核において、水と緑豊かな環境を創出し、既存の商業施設と住宅を復興する とともに、文化・芸術等の都市機能の導入に努め、商業の活性化や地区の魅力化を図 り、新たな生活文化を創造する基盤の整備を図る。

対策

芦屋中央震災復興土地区画整理事業

・ 地区の魅力づくりや商業の活性化を図るため、地区中心部に大 舛公園や茶屋公園をコミュニティ道路に隣接するように配置し た。このことにより、これらの施設を活用した防災訓練やハロ ウィン祭り等のまちおこしイベントなどが行われる。

J R 芦屋駅南地区市街地再開発事業

平成7年度~

課題

- ・ 商業の活性化については引き続き、協働と参画による取り組みが必要
- · 完成した公園施設等を如何に活用するかの新たなコミュニティの創造が求められている。
- · JR 芦屋駅南地区市街地再開発事業の着手
- ・ 市の特性から、高級店や個性的な商店の誘致・導入が求められている。

(3) 都市型産業の誘致

○ 南芦屋浜地区のまちづくりにおいて、21世紀を展望したまちづくりを進める ために、本市の文化的なイメージにも合致し、良好な住環境と共生できる都市 型産業の誘致方策を検討する。

(具体的施策)

都市型産業の導入方策についての調査・研究・誘致

・ 芦屋にふさわしい情報やデザイン関連、または 業務研究等の都市型産業の導入方策について調 査・研究を行ない、誘致を図る。

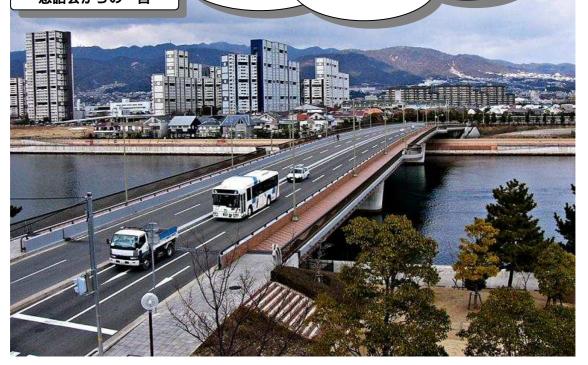
対策

| <mark>芦屋市南芦屋浜地区における企業立地促進に関する条例の制定</mark> | 平成 14 年度

・ 南芦屋浜特定業務地区への企業の立地を促進するため、外国 企業及び外資系企業の特定事業者に対して、助成金の交付ま たはオフィス賃料の一部を補助する。

芦屋市は国際色豊かな住宅都市であり、外国籍企業のトップも多く居住されているのではないだろうか。そういった方々のご協力を得ることや、まず安心して居住いただける住宅・教育環境の整備促進が必要であると考えます。

懇話会からの一言



(4) 就労の支援

○ 震災により失業した人々に対する就労支援を行う。

対策

(具体的施策)

就労環境の実態把握

・ 市内に居住する勤労 者の雇用環境、また しない事業所の労働 環境を把握するため の調査を実施する。

再就職の支援

- ・ 再就職を希望している人に対して、資格取得やパソコン実習等の研修を実施する。
- ・ 職業安定所と連携を 図りながら、相談事 業を進める。

就労支援事業

平成7年度

- ・ 被災者を対象とした「一日ハローワーク」 平成8年度
- ・ パートタイム労働ガイダンス及びワープロ 講習を内容とする「わくワークセミナー」 平成 9 年度 ~
- ・ 女性センターと共催で就労支援講座(パソコン等)を継続実施

女性の就労支援

平成 10~16 年度

再就職を目指す女性が専門的技術・知識を身に付けることで、より幅の広い職種や就業条件で再就職するための講座の開

課題

- 市内居住者の雇用環境・市内事業所の労働環境調査の実施
- ・ 女性の能力開発と多様な就業機会の 確保に向けた講座の充実や情報の提 供の仕組みづくり



